新婦人協會
機關雜誌

女性同盟

7

大正九年十月一日（第三種郵便物認可）
大正十年四月七日發行

四月號

春は野に山に

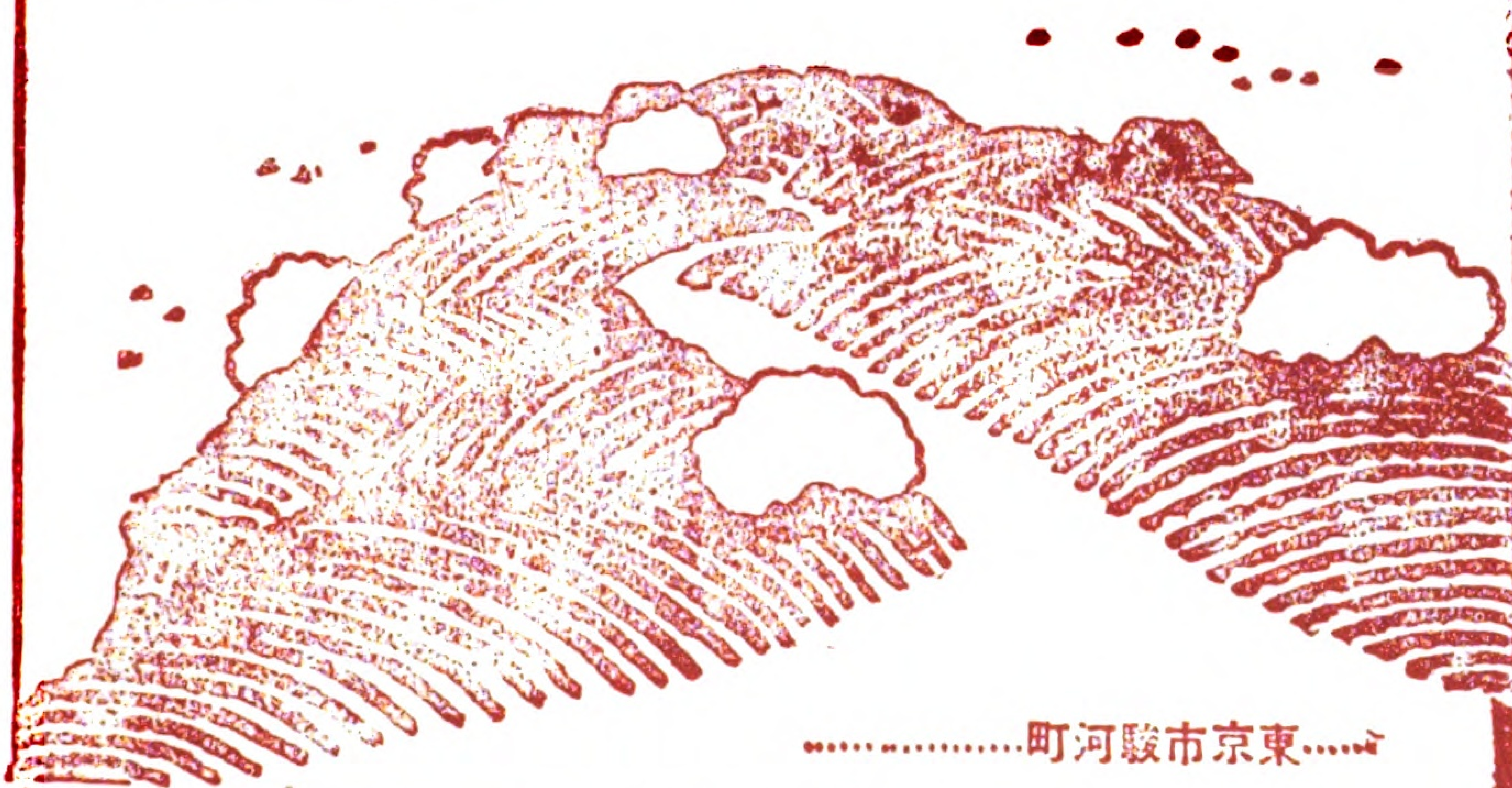
三越の店には春の品物が一杯に、溢れて居ります

三越の四月の賣出しは、例年皆々様の大に期待さるゝ年中行事の一つであります、特に本年は品質が良く値段の廉い品を潤澤に取揃へ御高覧に供します

◆三越の四月◆

◆寄裂見切反物賣出し（一日より）
◆新製洋傘陳列（一日より）
◆五月人形陳列會（十日より）
◆銘仙新柄陳列（十五日より）

……定休日は……
十一日◆廿五日



東京市駿河町

三越呉服店

無料

婦人相談部開設

（本月第一月曜日より）

今月から婦人相談部を開きます。婦人ならばどなたでも無料で協會の役員が一身上の御相談相手になります。

一、相談事項

戀愛問題、結婚問題、家庭問題、子供問題、教育問題、生活問題、其他一切の煩悶。

一、面會時間

毎週月曜、午後一時より夜八時まで

地方の方又は外出の御不自由な方の爲め手紙の御相談にも應じます。

一、擔任者

主任 平塚明、市川房枝、奥むめお

必要な場合は專門家を御紹介します。

一、場所

新婦人協會事務所内（動坂終點より東四丁）

新婦人協會 事業部

女性同盟維持費募集

新年號本部通信中に記載しました通り、雜誌の經營が可成り困難な狀態に居りますので左記の規定により大方の御援助を仰ぎたいと思ひます。

一、御加入の日より向ふ一ヶ年間毎月「女性同盟」發行費缺損中へ出金する事。

一、一口を金一圓としそれ以上幾口にても可なる事

御送金は出版部宛の事。

一、御加入の方には毎月雜誌の決算報告をする事。

已に御加入下さいました方々の御氏名は來月號紙上で發表いたしますがこゝに厚く御禮を申上げます。

新婦人協會 出版部

女性同盟　四月號目次

新婦人協會綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。

一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。

一、家庭の社會的意義を闡明すること。

一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の增進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

新婦人協會宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮あり、實力ある隱れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう 全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、茲に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神を以て、婦人擁護のため、その進步向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のため努力し、その目的を達せんことを期する所以であります。

大正九年三月二十八日

女性同盟

第七號



大正十年四月一日發行

婦人界時評

奥むめお

大學の門戸開放に就いて

昨年帝國大學の一部が婦人のために開放せられてから、今年の新學年度に際して、各大學が相次いでその門戸を開放するに至つた事は、時代思潮の要求するところとは云ひながら、又明かに卒先して行つた帝國大學の結果の成巧を裏書きするものとして愉快に思ひます。斯うしてこれ迄徒らに埋れるまゝに委し去られてゐた婦人の才能が、必要な境遇と適當な補導とをうけて、それ〳〵の天分を生かしてゆく事が出來たならば、唯に婦人の幸福であるばかりでなく、社會全體のために喜ばしいことゝ云はねばなりますまい。

たゞ此に私の杞憂に堪えない事は、世俗的な大學偏重の考へ方が、一般女子の頭の中にも深く巣くろつてゐはしないだらうかと云ふことであります。そして、外面的な、名に捉はれ易い女子の虚榮心に投じて意外の悔を遺したりしないやうにと希はずにをられません、今日の大學は可なりに甚く、若い人々の學問に對する憧憬や、たましいの要求を無視して機械的であり、巧利的であるやうに思はれます、現在大學教授として勢力を有つてゐる人々の著述や評判を通じて、また最近に續出した大學事件例へば帝大に於ける森戸氏の事件、慶應に於ける鹿子木氏事件小泉氏事件などを通じて窺はれる、頑迷固陋な大學内の雰圍氣は、現在の大學が果して何を自分達に與えて呉れるだらうかといふ事を考へさせます。金子があるけれ共學才のない者や、巧名心ばかり強くて才能を有たない者にとつては、學士、博士の名は社會的の背景として是非必要であり、尊いものでありませうけれ共、生命なく内實に乏しい空名は、少く共忠實に學に志す人々にとつては何の誘引力をも

たない筈です。

とは云ふものゝ長い間その思索生活を拒まれてゐた女子にとつては、大學の門戶開放の事實は、かなりの誘惑であるに相違ありません。大學といふ、これ迄天空を望むやうに憬れてゐた、壯嚴な其處には汎ゆる眞理が藏されてゐる筈の一大寶庫の鍵を與へられたといふ茫漠とした悅びと同時に、渴くやうな眞理に對する探求心も手傳つて大學の名に就く婦人も定めて多い事と考へますが、あまりに大きい期待を抱く事は早晩大きな失望を招致するであらうと云ふ事を、猶眞の意味の大學生活とは所謂大學の講座に待するよりも、遙かに各人の忠實な研究心、謙抑な內的生活にまつものである事を附言したいと思ひます。

女流作家に求むるところ

單にをんなであるといふ事のために、特殊興味の對象とせられて傷け損はれたものゝ一として、女流作家の振はない事を擧げるのは間違つてゐるでせうか。閨秀作家の手になるすぐれた作品を見なくなつてから可なり久しいものになります。最近では、優れたものと云はず、拙劣なものと云はず、全然その姿を私共の視野からかくしたかと疑はれる程寥々の狀態にあります。

女性に偉大な藝術家はない、と容易に斷定を下す人もありますが、果して女性は藝術的に惠まれてゐないのでせうか、私はそれを信じません。藝術家としての女性を否定する事は、人類に屬する藝術の半分を失ふ事であると思ひます。それにも關らず何故女性の藝術家が見出されないだらうかと云ふ事は、女性自身に問ふよりも、現在の社會に勢力を有する男性が、人間としての女性の存在を拒んで、觀賞品として若しくは玩弄物として以上の價値を置かなかつた事に多く起因してゐると云ひ度いと思ひます。

日本に於ける中世の藝術は、多く女性に依つてその燦爛とした光輝を放たれてゐました。近世になつて女性の存在が奴隷の狀態に墮して行くと共に、藝術家としての女性を見出す事も出來なくなつたといふ事は、大きい暗示を與へるものであります。

近頃また、機に敏いジャーナリストは倦怠の極に

ある今日の文壇の清涼劑として、閨秀作品の紹介に意を用ひてゐるやうですが要するにこれは清涼劑として利用するものに過ぎません。ですからこの場合藝術としての優劣はさして問題とならず、從つてその作品は第二義的な待遇しか受けてゐないのは云ふ迄もありません。由來、文壇それ自身すら行詰つてゐると云つてゐる程、素人眼にも今日の文壇は行詰つてをります。從つて、私は今日の文壇に尊敬と信賴をもつ事が出來ません。勿論現在すぐれたものとして喧傳されてゐるものに就いても、その價値に疑ひを抱く事が少くありません。女性作家の場合に於て特にそれが甚だしく、低俗な讀者の興味に供せられて、女であると云ふ事が常に禍ひをして、意識的無意識に用意せられた陷穽に引込まれ易いのを見のがす事が出來ません。

時代の要求する新興藝術のために、女流作家の中からも新思潮に培はれ女性としての人間、人間としての女性を背景に持つた誇るべき藝術品が現はれる事を待ち望んでをります。そしてそれに依つて今日の沈滯した文壇に一脈の生彩を添え、これを救ふことに幾分でもあづかる事が出來るであらうと信じ

婦人と地方制度改正案

政府は今朝議會に地方制度改正案を提出した。普選案の第一着手として內務省の最初のふれ出しは可成大膽であつたが、政友會內に於ける撤廢派非撤廢派の軋轢から、愈々提案されたものはいゝ加減のものになつてしまつた。

而し級別は幾分撤廢されてゐるし、公民權も少しは擴張されてゐるから、改正されぬよりもいゝかも知れない。

だが私達は、それ等の改正と同時に現在の男子と同樣な條件でいゝから婦人にも公民權を與へるやうに改正してほしかつた。

婦人が政治に參與することについては、保守主義者の中にはなほ反對するものもあるが、今日ではもう時間の問題である。どこから、如何にして參政するか、それが研究問題である。

私達は被選擧權よりも先選擧權を要求する。而もそれは國會よりも、先地方自治團體から初めたい。此意味に於て私達は地方制改正に婦人が除外された事を遺憾に思ふ。（ふ）

自己を損ふものは獨自己あるのみ

尾本憲子

一婦人に物せられた小說で、而も亞米利加大陸を改造し、幾百年來の奴隷制度を完全な解放に導いたかのアンタル・トムスキャビンを繙いた人は、卷を追ふて感激眞に深きものなきを得ないでせう。全編を通じて描き出された一奴隷の慘ましい內生活は、凡ての人類を驅つて彼等の救濟を實現させねば止まなかつた程の强い感激に導いたのであります。而も彼が絕對の屈從のみの內に生育し來つたことは、彼をして彼のあるまゝは當然なことてあつて、現狀に對する懷疑乃至反抗は寧ろ不正であり危險であると思はせました。

この場合は獨り彼のみに存するのではなく幾多の歷史的事實の上に、更には現時の女性對男性の上にその儘あて嵌まるものであります。蓋し習慣は久しければ久しい程私共の反省から逃れて、次第に主體てある私共の全生活を捕虜とする動向を不幸にも持つてゐます。卽ち習慣はいつまでも單なる習慣てはあり得ません。それは年月に比例して、より强き確信となり、絕對力となり、更に法律となり、遂には神聖化して私共を支配しやうとします。

この通有的の過誤は現在二つの大きな災を兩性各自の上に投げてゐます。一は女性が過去より現在に亘る永き屈從的沒人格的生活に慣らされたあまり、其不合理を默認し、かゝる生活にあつて尙默して忍ぶことを婦人の美德なりと稱へた因習をさへ肯定して、これに反抗することが不當であり不安であると直感するに至つたことが、女性自身の正しい人格的個性の發展と保護を著しく妨げてゐることです。こゝに女性文化の最大の障碍が橫たわつてゐます。更に今一は男性が其腕力的優越に立脚した專制の外、何物でもない男性文化に慘めな難破を見ても、尙ほ過去幾年か保持してゐた空虛な虛榮心を捨て兼ね、

かくして彼等は最も間違つた意味の慢心を（自分の價値に依らないたゞ性に依る故の）自己に强ひることによつて、正しい人類文化の大道に出ることを拒まされてゐる事實であります。汝自己の外何物も汝を災するものはないといふ敎訓を、男性も女性も各別々の意味で悟らねばなりません。

既に今日多くの識者は、此誤れる習慣的判斷に對する公正な批判の下に、自ら其利己的專制の誤謬を自白して、女性の前に其自覺を促し、個性の尊嚴を示し、兩性の完全な調和を高調することに吝ではありません。此場合私共女性が拱手して彼等の語る處に耳を借さず、徒らに舊習を守るにのみ忠實であるならば、女性は果して極めて本質的に奴隷でなくて何であり得ませう。茲に痛烈な一例は我協會が今期第四十四議會に提出した請願書に加名を誘はれた婦人の態度でありました。同請願書に署名捺印するに際し、これが正しいことであると承認しながら、獨斷で（夫の承認なしで）署名することに躊躇せられた人々、更に甚だしきは法律といふ名目に威嚇されて、これに觸れることさへを恐れた少數さへあつたのであります。それは彼女が無智である爲では決してなく、之を承認することは男性である自分の夫に對して不敬であり、其權利の冒瀆であり、女性の徳を損ふものであるといふ、間違つた男性への習慣的追從の結果であらねばなりません。彼女等は自分で正義と認め得る請願に、捺印することの國民的義務を自覺することは更になく、依然として固く築かれた因習の城壁から一歩も踏み出し得ないまゝの人たちであります。私は敢えて申ます。あなた等の戀愛生活に於て身體的精力乃至思想の凡てを男性に捧げて、彼が意の儘に行ふことが主義である爲に之を拒まれたのでありませうか、それとも政治は女子たるものゝ關與すべき性質のものではないといふ習慣的判斷の結果であるのでせうか。

前者であるならば一應現代の水準にある男性の主觀を聽く必要があります。彼等は云ふてゐます『眞の女性美は聰明を最大條件とす』と、或は『男女は公善の協力であるべきだ』と、更に『女性は社會の一員として男性を感化し啓發する責務を自覺すべきだ』と。然らば私共の運動はこれ等の要求にも合す

るものであつて、あなた方の態度は却つて之に悖り、其戀愛生活の上にも災し、神聖であるべき家庭を墮落せしめるものでありませう。私共の運動は男性の要求にあて嵌まるべく企圖されたものでは勿論ありませんが、私共女性が天與の人格の上に生きた女性文化の建設を理想とする場合に於て、右の請願は疑ひなく女性自らが自らの爲に踏むべき正しき道であることを肯定します。

後者の理由に依るものならば、それは習慣に謬られて政治に對する公正な理解を持たない爲でせう。抑々政治は人類の各個人が、個人として且社會の一員として正しい生活を享有し得られる爲の一樣式に過ぎません。そこに性別の關與を許すものではなく若しそれが人類の福利を增進するに役立つものでなければ、兩性の一方に權力を、他方に隷從を强要すべきものではありません。人類の一半である女性が之に參與しなかつた事が、現行法文に此大きな不公正を齎してゐるのを、女性は其謙讓の爲に看過し得るものでせうか。或は云はれるでせう『女性の天分は家庭にある』と、『こゝに女性の價値と意義とが存在する』と、然うです、而して家庭は社會と同じく政治の具體化であります。私共の家庭生活の樣式である家族制度、その內容である消費經濟、家庭衞生、並に子女の敎育は盡く政治に率せられてゐます。而も之に當るものはその主婦であります。現に我國の家長專制主義の家族制度に附隨する災過は、精神的に戀愛の墮落、家庭幸福の破壞に止まらず、私共が共有する種族への奉仕を穢し、更に物質的には女性の勞働價を低下し、引いて凡ゆる女性の勞働がその能率を無視されて、只女性であるために男性のそれより安價なものと見做されるに至らせました。次に消費者としての私共は、政治によつて左右される生活必需品の價格及び諸種の稅率の正當なる制定に關與しない筈はありません。次に私共は母として子女のより良き敎育機關を持つために是非とも之に與らなければなりません。

想ふて玆に至ればあなた方はあなた方の殿堂である家庭に於てすら、その立派な愛と力との伸張を拒まれてゐます。あなた方は此不自由を、尙所謂女らしく男性文化がその頂點に於て廢除してくれるもの

との、途方もない信頼をもつて待つてゐられるのでせう。ギリシャはローマの强大を見るまでローマを認める事はありませんでした。男性は法律によつて保證されてゐるその權利を、女性のそれが同程度まで保證される日でなければ、どうして自ら放棄する筈がありませうか。優者はその對照である弱者の爲に、その優越を自ら捨てる事はあり得ません。後者は前者と同等の力を得る時に始めて、前者をしてその位置を認めさせることが可能であります、故に女性は自ら立つて自己を男性の水準まで强めるのてなければ、永久に女性の文化は生れないのであります。

女はアリモニイをとるべきや

シヤーロット・パーキンス・ギルマン

一

長い間續いた婦人の經濟上に於ける從屬的關係は婦人そのものゝ上に非常な影響を及ぼして居る。それは價値のない非常に惡い特質を婦人に與へてしまつた。

總ての人々は性を公然賣買する事――賣淫を女の恥辱と認めてゐる。さうして多くの人々は、女が金の爲めに結婚する事も批難してゐる。又近頃は女が經濟上從屬的な地位に置かれるのは、適當てないと云ふ議論も行はれるやうになり、可成な影響を及ぼしてゐる。

右の外性に立脚しながら而も性以外の關係て、男から金をとらうとする女がある。その一つは男が結婚の約束を破つた際金をとつてその悲しみをなぐさめやうとするもので、他の一つはアリモニイをとらうとするものである。

此の結婚の違約に就いて賠償をとるといふことは明に女が經濟上獨立してゐないといふ事を示してゐる

る。卽女は妻といふ仕事の約束をして置きながら、男が其契約を破つたと云つて訴へてゐるのである。而し考へのある女はさうする事を輕蔑し、破約になつた事を自分自身の事として公にしないやうにしてゐる。

アリモニイ（Alimony）とは、男が彼の妻――もう男のものではない――であつた所の女に與へる經濟上の援助である。

商賣としての結婚（Marriage As A Trade）と云ふ諺があるが、その諺にあてはまる樣な結婚をするのはよくない。が更に性を提供しないで男から金をとるのは、一層惡い事ではないだらうか。

而し現在は、これ等の事の少しも分らない善良な意志を持つた女が澤山ゐる。

二

結婚によつて男の金で生活すると云ふ、世界的な長い間の習慣は、女から經濟上の名譽心をすつかりなくしてしまつた。否經濟上の名譽と云ふ考を發達させる事を妨げてしまつたといつた方が眞實かも知れない。

「女は自分の考を變更する權利がある」と云ふ通則は、自然に女をして自分の言責を重んじないやうにしてしまつた。さうして一生男から補助され、男によつて衣食する事を當然の事だと考へるやうにしてしまつた。

從つて一度結婚した女が離婚すると、一生の生活上の保障を失ふ事になり、非常に困る。それで若しも女に罪がなくて離婚した際、離婚裁判に於てその女の辯護士は、前の男から引續いての生活上の補助をアリモニイと云ふ名で請求する。

時には女が若くて再婚しても、前の男から引續いて金を貰ふ事がある。而してこれは男からみても女からみても恥づべき事である。

若し女が年をとつてゐて、性といふ關係で生活する外、何にもする事が出來ない場合は、その女は當然の事として前の男から貰つた金で呑氣に生活する

若し又子供があつたら金を餘分に請求する。この場合は女一人の場合より遙に請求する權利がある。而し此場合、子供を扶養する事と妻を扶養する事とは明に區別しなければならない。子供としては當然

その父から扶養さるべきであるが、妻はこれと違ふ。
離婚になつた責任がたとへどちらにあるにしても子供は當然父が扶養すべきものである。出來れば兩方でしてもいゝが、男の方が經濟力を持つてゐるから、男が負擔すべきである。
而し一人前の女で病氣でもなく片輪でもないものが、男から補助を受けるといふ事は恥づべき事である。

三

女は經濟上の關係と、性としての若くは母としての關係とを區別して考へる事が出來ない。
社會經濟の階梯(ソーシャルエコノミックプロセス)は、個人間に於ける勞働(サーヴィス)の交換から成立つてゐる。古代は個人と個人との間に於ける勞働の交換であつたが、近代は個人と團體との間に於ける勞働の交換に進化して來た。
性の階梯(セックスプロセス)と親の階梯(プロセス)は、經濟的な性質を持つてゐない。事實上妻たる事、母たる事は其女にとつて經濟上不利益な事が屢々ある。
人類の女だけがこの性の階梯と、經濟上の階梯とを混同して考へてゐる。造物主の造つた總ての女總べての母の中で、人類の女だけが性としての務めに對して經濟上の代償を要求してゐる。
何故、女はかやうに經濟上の考と性の考とを混同してゐるかといふのに、それはつまり女が自分自身の職能に對して明瞭な考を持つてゐないからである。人類の女は妻であるだけでなく、同時に召使であるのである。而るに母としての女の働きの正當さうして尊い事、及夫婦間に於ける永久の愛情と云ふ事が、女の眞個の經濟上の地位卽『女が何にもかもする召使』であるといふことを忘れさせてしまつてゐる。
かうして女は自分の生活を送つてゐるのである。

四

女は一般的の召使として金儲けをしてゐるけれど、大多數はその金を貰つてゐない。米國の十六軒中の十五軒の家庭までは、女が召使の仕事をしてゐる。それで食料と着物だけで室さへ貰つてゐない。
召使には室が與へられるのに。
傭つた召使は食物も、室も、給料も與へられる。
結婚した主婦の召使は食物と半分の室と、着物と、

生活になくてならないものしか貰つてゐない。がそれて滿足してゐる。だから召使を傭ふ事の出來ないやうな貧乏な男は、そのかはりに結婚するやうな事になつてゐる。

米國婦人の大多數が、右のやうな位置に甘んじてゐる時には、經濟上非常な無駄が生じて來る。さうして其の結果今日の家庭が非常な財政上の困難に陷つてゐると知つたら、誰れても一家を支へて行く方法を一變しなければならぬと考へるだらう。而しながら女はそれよりも先第一に、現在の自分達の地位――働きながら給料を貰はない召使の地位に就いて考へねばならぬ。

けれどこういふ階級の女達からはアリモニイを欲しいと云ふ要求を聞かない。よし裁判官が前の夫に支拂はねばならぬとの判決を下した所が、農夫や勞働者にそんな餘裕はない。

而し金持ちや餘裕のある男の先妻は、離婚した男から引續いて補助される事を要求する。以前彼女が料理人の傭人、食物の注文人であつたと云ふ名目で要求する。

我々は家政(ハウスキーパー)といふ仕事に對して給料を請求する事に反對はしない。而し女が家政婦(ハウスキーパー)をやめたら、もう請求する權利はないてはないか。さうしてその女が前の夫の家政婦(ハウスキーパー)として働いて金を儲けたのなら、他へ行つても儲けられる筈である。それに今家政婦(ハウスキーパー)の要求は非常に多い。だが不幸な事には家政婦(ハウスキーパー)としての立派な腕前を持つてゐる女は極めて少い。

けれどこゝに一つアリモニイを要求してもよささうな論據がある。例へば不幸な結婚の結果、女の健康が非常に害されて、それて働く事が出來ない、さうして誰れも緣者(みより)がないといつた場合、その健康を害したといふ前の夫は金を支拂ふ義務があるてはないかといふのである。

これは尤もてあるが、アリモニイとして支拂ふべきてはない。此場合は被害者たる女は損害賠償の訴を起せばいゝ。今日の傭主は傭主賠償法(エンプロイヤーライアビリティアクト)に依つて、從業中の損傷は全部損害賠償の責に任じなければならなくなつてゐる。

若しその被害が非常なもの、例へば傳染すべき病氣(花柳病の如きもの)から來た重大な被害てあれ

ば、その損害を與へた男に對して非常な不名譽と罰を與ふべきである。さうして害を受けたものには充分金を與ふべきである。而しその男が罪のない加害者即湯屋、便所、衣服等から傳染して來た場合は、それ相當の犯罪者として取扱ふべきである。夫を信用してゐる花嫁に對して病氣をうつすやうな、それ以上重大な犯罪はない。

けれど損害賠償とアリモニイとは同一ではない。

離婚をした健康な女が、前の夫から金を貰つて怠惰に暮らすのは、犯罪ではないかも知れぬが、侮辱に値する。

女が正直に働いて自分で衣食をする道はないのか若し女が前に家政で婦あつたなら、家政婦として生活する事が出來、金も貯へる事が出來る筈である。

家内的の仕事に適當なのがなかつたら、其外に適當な仕事はないか。

若しも自然の能力が結婚によつて損害を受けないものとするなら、結婚前と同樣に男の金を要求しないて、生活が出來る筈ではないか。

五

他人の働いて儲けた金で生活するといふ事は病人或は不具者でも惡い事である。それに立派な體をして不具でもないのに、男から養はれる事を惡いとも考へないと云ふ事は、如何に女が長い間男子の從屬物として生活して來たかを示してゐる。

米國の南部に於ける奴隷は、解放されてからも昔の場所をうろつき、昔の主人に縋らうとしてゐる。長い間の奴隷生活は自由人としての特質を發達させる事が出來なかつたのである。

女も亦社會の一員であるといふ事を考へるのは、女にとつては新らしい事に違ひない。今迄の通りにしてゐれば自分の衣食だけは簡單に充分に出來る。だがそれは卑しい事だ。

一家の主婦としての毎日の仕事を喜んでする同じ女が、俸給を貰つてする場合には輕蔑する。

たゞて働いて衣食を與へられるのが名譽で、自分て儲けた金で衣食するのが卑しい事だといふ考は、どんな變な不思議な經濟上の思想から出て來たものだらうか。

女は永い間、結婚と、彼等には尊い事のやうに見える無給の家の仕事とを、混同して來てゐる。さうして給料を貰つてする事は下等な事だと考へてゐる。我々婦人の頭は明快な強い個性の考にはなれてゐない。

我々婦人は昔からずつと引續いて、これを試驗せずに、そのまゝ受け入れて來た。さうして其の結果が今日のやうな狀態になつて來たのである。

けれどこれは少し考へてみれば、又正直に考へてみれば、直に明になる事である。

人類としての女は、男がしてゐるやうに、經濟上の勞働を交換して充分に自分の生活費を儲ける事が出來る。

女としては母となるべきである。母としては子供を養育すべきである。これは自然界を通じての法則である。

人類の女としては、非常に專門的になつた男よりも親心を多く持つて居る事から社會をたすけ得る。又今迄全く男性的であつた所の社會をつくりなほす事について助け得る。而して母親は今それをなしつゝある。

女は妻として二つの地位を持つて居る。一つは一夫一婦の動物間に於て見出されるやうな、永久の侶伴である事、今一つは性の奴隷と家庭の召使との連結した所のものである。

一夫一婦の結婚は永久に續くであらう。何となればそれは生物學上の法則に基礎を持つてゐるし、又人類の特種なものであるからである。此の一夫一婦に於ては妻と夫はお互に愛し合ひお互に助け合ふと云ふ幸福な永久的な關係を保ち得る。出來るだけ働かせて給料を拂はない召使としての、性慾を滿足させる機械としての、又經濟上無能力者である所の三種の妻は、今や過ぎ去らうとしてゐる。

女が結婚についてより高いより純粹な、さうして今以上に正當な考を持ち、經濟上獨立して人間らしく女の本分を守るやうになつて來れば、このアリモニイを輕蔑する樣になるだらう。

一九二一年二月五日發行のザ、ウーマン、シイテイズン誌から摘載たしました。ギルマン夫人は米國に於ける婦人解放運動の先覺者で、エレンケイ女史等と並び稱せられて居ります。夫人の著書で有名なのに「婦人と經濟」があります。(I)

女性論壇

女學生の素行問題

かど江

先頃來女學生の素行問題（女學生の墮落といふこと）について讀賣新聞社が知名の教育者の意見を徵して發表したのを見ましたが、それによると、或二三の特殊の女學生の素行問題から一般の女學生を推して評するのは不當だといふのもあつたやうですし、或は近時男女交際が少しく自由になつた處からして臆測的に評するのであらうといふのもあつたやうでしたし、決して墮落はしてゐないといふのもあつたやうでした。とにかく女學生の墮落といふことを否定してゐることは皆同じ樣でありました。私も否定者の一人であります。一般の女學生が處女でないといふやうな評は極めて無責任な極めて無暴な評であると思ひます。或特殊の例をもつて一般を推すといふことの危險は今更いふまでもないことでせう。すべての女學生が處女でないといふやうな批評をするものは恐らく眞面目に、この問題について細かしい調査をしたことも、考へたこともない人だらうと思ひます。

こんな暴評を下される程貞操觀念のないものでは決してないと思ひます。或種の女ならいざ知らず相當の學識と相當の批判力を有つてゐる筈ですから、性的にそんな大膽になり切つてゐる筈はないと思ひます。從つてそんな機會を作つたり、人目を窃んだりするそんな巧妙な手段を選ぶ程巧智に長けてゐないと思ひます。勿論多少の例外はあるに定まつてゐますが、それだとて極めて少數で、多くは誘惑に載せられたもので自ら進んでやつたといふのは殆んどなからうと思ひます。

こんな點を考へて見る時、どうしても私は輕々に女學生の墮落などゝ評する大膽さも、無暴さもありません。そして私はこんな大膽な批評、無責任な批評をする人達許りが多くて、眞劍に眞面目にこの問題を考へてくれる人のない――あつても少ない――といふことはあまりに物足りない無責任者の集まりだと思ひます。

私は特に教育者（中等學校の）にこの問題を眞劍に考へ、愼重に取扱つて貰ひたいと思つてゐる一人であります。私は過去に於て、現在に於て、殊に最近に於て、この問題についての教育者の態度をその處置を極めて物足りない、極めて冷酷な、極めて無責任な、極めて不當なと思ふ事實を幾つか知つてゐます。

付て某縣の女子師範學校に於て卒業期の生徒が男師範生と手紙の往復をしたといふのを發見されて、速座に放校された例もありました。

又こんなのもありました。

男師卒業生から書籍を送つて貰つたといふので、勿論交際はしてゐたのだが、これもすぐ放校の運命に逢つた例もありました。

最近、極く最近、こんな事件もきかされました。

市内某中學に於て某生徒が女學生から來た手紙を發見されて、郎ド、學校の規則といふ名の下に退學を命ぜられたといふことを、同時に女學生も停學の運命に逢つたといふこと、しかもその女學生は間もなくその爲めに悲慘なる最後を遂げたといふ。

私はこんな事實を見たり、聞いたりする毎に、直接教育の任に當つてゐる教育者の無責任の處置を、そしらないわけにはいきません。學校の體面、自己の責任の回避といふ事許り考へて、一回の注意も與へずに、すぐ退校、放校の處置をとつて無關心の態度をとつてゐるどいふことは何といふ非教育的な、無責任な不親切な處置でせう。

不都合を生じたからすぐ放校にし、退校にして名を汚す邪魔物を放逐し得たとて其生徒の將來はどうなるのでせう。そんな一時を糊塗したり、責任を回避したりするやうな態度でどうして眞の教育が

出來ませう。こんな苛酷な處置は致命傷であつて、百計つき機會つきて後はじめて罰して遲くないものだと思ひます。單に事實を調査したゞけで何等の教育的方法をも講ぜずに直ちに苛酷の處置に出るといふこと、一の間違ひを以てその人の全部（他に優越點があるのにも）を葬つてしまふといふことは何といふ不明な仕方でせう。

徒らに校名を賣物にしようとしたり、規則に許り拘泥したりするその蔭には教育の矛盾、缺陷、人間性の忘却といふやうな悲慘事が出てくることになるのは明かなことでせう。

偶々男女間の問題が起つたとしても、それは教育上の極めて活きた効果ある研究すべき活材料だと思ひます。それなのに一顧の價もなく直ちに罪惡視するといふ教育者の心事は枯木寒草のやうな哀れなものだと思はずにはゐられません

私の過去をふりかへつて見て、人間生活の矛盾、滑稽を演じてゐたことを今更おかしく思つてゐることがあります。知人の男子に逢つた場合にも、知らぬ振りして過してみたり、寄宿舍に訪問してくれる親戚縁者をさへ斷はつて見たり、男子に逢つたり、話したりすることを罪惡の樣に思はせられてゐたのでした。何といふ滑稽な話でせう。

私は教育者に（勿論一部のでせうが）今少し人間性の教育といふことに重きを置いて貰ひたいと思ひます。殊に愛の教育、愛の指導といふことに大に注意する必要があると思ひます。知識即教育といふやうな教育程人間性を殺してしまふものはないと思ひます。

多くの教育者が青年期の男女問題を取扱ふには愼重さを以つて徒らに苛酷の處置許りに出ることをやめて、人一人を永久に殺すといふこと許りをやめて、形に許り拘泥することをやめて、人間性の教育といふ上に立つて努力して頂き度いと思まひす。

（三、一六〇）

男女共學に就いて

京都の木村様へ

天谷スヱ

御手紙にして差し上げやうと思ひつゝとう／＼こんなにのび／＼になつて來ました。どうぞ御許し下さいませ。あなたが△大學で男子の中に唯一人の女子聽講生として大きな決心と、大きな抱負とを持つて御入學なさつて御出の事は誠にうれしく存じました。深く深く打ち込まれた釘がだん／＼ゆるんで來た樣な氣がいたしました。無理解な男子に隨分色々の壓迫を受けて御出での樣でございますが私は深く御同情申し上げます。けれども或一つの事をなしとげた時多くの犧牲のはらはれてゐる事は御承知でございませう。さうしたならば私共の婦人の目覺めるにも又發展するにも未だ未だ大きな犧牲がなくてはならない事も御承知でせう。私は不完全な貧しい自己が婦人と云ふ大きなものゝ發展の爲め礎となり得れば誠に生きがひのある事と思ひます。見つめると涙ぐましくなる程の自己が、犧牲にでも一つの石一片の砂にでもなる事が出來ればと考へるさへ、うれしい事と存じます。

私は共學を望むと共に、私の身も心も弱いそれに大きな壓迫は受ける覺悟がなくてはならぬと思ひました。路傍の一つの草でさへ其の生存には一つの意義がある。空しく唯出來たものでない。私も一つの使命を有する下らない犧牲には、むざ／＼ならないと考へました。色々の壓迫は當然來る事であらうと考へた爲め、自ら進んで教授の家に御頼みして監督していたゞく樣にいたしました。四十年も年の違つた方ではございますが、これが却つて何かの經驗になると思ひました。私共は如何に其の行を正しくしても世の中の人の多くの口をどうする事も出來ません。人間は矢張氣持よくして生きたいと思ひますから無根の惡評等好みません。まして年少の私共は辯解も理屈も自己を明にする事は未だ出來ないと思ひました。或友達は

後をつけられた或人は手紙を……等申しますが私は一度だに輕々しい動作を受けた事はございません。自由も人間として最も好ましい併しこれも程度問題で、身體の安全と正しい事は私共には未だ未だ必要だと思ひました。自由に下宿する事よりもよくはないかと思ひました。

男子は私共に向つて生意氣だと申します。けれどもそれ位云はれて一歩さがつて見てゐられませうか。勉强もしないで自ら頭のいゝのをほこつてゐる樣な學生がほんたうに多くございます。眞面目に勉强する人が幾人あるでせうか。遊んで勉强が出來たものであつたら多くの費用を費つて學校も學生も何にするのでせうか。

或日私は要事の爲、從兄の下宿を訪ねました。丁度留守でしたので會はねばならぬ用事のため室に入つてまつてゐるつもりで部屋に入つて行きました。するといつもきれいにかたづけてある部屋はまるで亂雜で押入の襖も開いてありますので、のぞいて見ました。驚くの外ありません。中のものはすつかりございません。別に引越しの話もきかなかつたがと思つてゐるうち歸つて來ましたので理由をきいて見ますと、

友達が金がないと云つてゐたから品物を貸して呉れと云ふまゝに貸したら學校から歸つて見ると此の通さ、オーバーさへも持つて行つたと見えてない併し彼は社會學の專門家だなと云つてゐました。苟くも最高學府の學生がこんな事ではと驚きました。勉强もしないで唯名を以て出て行く。それが私には社會上の不安を思はしました。いくら優盛でもそれと共に女子に一の鞭を與へて呉れた樣でした。今遊んでゐるうちに一生懸命やつたらば女子でもこれ等の男子位にまける事はないと思ひました。

自分ばかりが遊ぶのであつたならばよいのですが、罪もない女を墮落させ、角帽の姿で多くの少女を誘惑する事を自分の事の樣に腹立しく感じました。男子が卅歳位まで勉强してゐても何んとも云はぬ今の社會は女子がそれまでしてゐたらば、確に許され又女學校の程度を中學校と無理に變へて無暗に女子の能力を低くする社會、敎育が低いと口で云ひながら其の向上を防いで絕對の服從を望む社會いつも〳〵話は社會の不公平に行きます。貞操だつてさうでせう。男子が處女を要求するならば女子は童貞を要求するのに何の不思議がありませうか。男子が優越してゐると申しますが同じ境遇同じ位置に置かないでどうして比較が出來ませうか。恐らく男子が女子の上の位置を占めるならば、今少し公然とさうして公平にしないのでせう。あまり卑怯と思ひます。いくら重い石の下に弱い草は出來てもいつかは石の下から芽を出して來る時が來ますし、反動の力は原動と同じである事を御承知でございませう。私共は先づ正しいと思つた其の道を進みませう。人に左右せられない樣に人格を確立いたしませう。壓迫が何でせうか。却つてはげみの鞭でないでせうか。正しいものはどこまでも正しいのですもの。大きなくるしみの後には必ず大きな快樂が息をひそめてかくれてゐます。あなたの努力はきつと無にはされない事を私は信じます。どこまでも入學當時の御勇氣を御守り下さる事を祈ります。

・・・・・・・女性論壇投稿募集

本論壇を廣く一般の婦人の方々に開放します。左の規定によつてどし〳〵御寄稿下さい。

▲一千字内外の長さに願ひます。
▲每號締切は五日とします。
▲原稿は楷書で住所姓名を御明記下さい。
▲頁數の都合上採否は編輯者に御委せ下さい。

・・・・・・實社會欄原稿募集

今後實社會として婦人が社會から、家庭から、又は男子から非常に迫害された實例を掲げる事にいたします。筆者はなるべく御自身で御書きになつてゐたゞき度う存じます。お名前は匿名で差支へ御座いません。締切は每月五日、長さは二十九字詰百行以内に願ひます。

日本女性運動の將來について

秋田雨雀

私は近頃二三の婦人を交へた會合に出席したり、或は二三の勞働者の運動を見たりしてゐる中に、痛切に感じた事は、其の中にまぢつて働いてゐる婦人の力の非常に微力であるといふ事であります。此の婦人の力の微力であるといふ事は單に婦人自身の社會的地位を不幸にするばかりでなく、日本全體の社會の發展進步といふものを弱め、そして將來の社會的活動を悲觀的にさせるものであると私は感じます。之れは單に私一人の觀察ではなからうと思ふけれども、手近かに其の例證を見てゐるだけに、其の事を特別に痛切に感じてゐるのです。日本の今日の社會狀態は一面からいへば至極呑氣さうにも思はれるけれども、その實すべての方面に於て內部が全く空虛になつて、いつその核が破れるかしれない樣な可成り重大な危期に瀕してゐるものだと思ひますがさういふ樣な大事な場合に、今日の一般の女性及少數の知識階級の女の態度を見てゐると、可成り心細い狀態であると思ひます。

何處の國の社會運動でも、女性の力をかりずに發達した例は殆んどありません。もしその社會運動に女性の力が加つてゐなかつたとすれば、おそらく其の社會運動は意味のない或は劣等な運動であつたと斷言してもいゝと思ふのです。それは歷史的例證を引證するまでもなく、近代のヨーロッパ及アメリカに於ける社會運動の中にいつても婦人が重大な役目をつとめてゐたし、又最近歐洲大戰前後に於ける婦人の活動が、將來の人間生活に全く新らしい第三文明を要求しつゝあるといふ樣な事も、餘りに知れ過ぎてゐる事實であると思ひます。然し今日私達の同胞である日本の婦人の有樣を考へて見ると、いくらか動いてゐるらしく思ふのは、それは單に知識の上丈であつて、生活として一つも動いてゐるらしい形

跡がないと思ひます。その意味て新婦人協會の運動などは稍々纏つた一つの女性の社會運動と見る事が出來ると思ひますが、その運動に對してさへも私達同時代の男性から見れば、可成な不滿足をいだいてゐます。私は男性としても社會的活動といふものに餘り緣のあるものではありませんから、他人の社會運動を聲を高くして批難をしたくはないけれども、最近に實際自分の目擊した出來事から得た感想をのべて、將來の若い日本の婦人運動に注文を出すといふ事は、必ずしも潛越な事ではないと信じます。

　今日の新聞などを見ても新婦人協會の提出した治警第五條の撤廢運動が、衆議院に於て通過しながら、貴族院の方では未だ未決の問題になつてゐる樣であります。此の五條の撤廢といふ樣な事は、私には必ずしも女性運動の重大なものとは思はれないが、斯う云ふ樣な最も安易に通過さるべき議題さへも問題になつてゐる樣では、今日の議會政治といふ樣なものを相手にするといふ事が、日本の女性に取つては一つの勢力の勞費ではないかと思はれる位です。陪審制度を否決する樞密院の理由書きを讀んで、私は一時は奮慨もしたけれども、然し日本の政治狀態を考へれば、そんな事に奮慨するのは奮慨する方の勢力の勞費である樣な氣もします。斯う樣な狀態を考へ合せると一部の論者の直接行動や、革命主義を唱へるといふ事も、單なる附元氣や空想とばかりいひ去る事が出來ないと思はれます。

　そこで日本に於ける唯一の統一ある女性運動である新婦人協會に對して私達の希望することは、今日の議會政治に多少の希望を見て、それに要求を持つていくといふ仕事にばかり全力を盡さないで、もつと手近なもので、もつと人間の生活の本質的なものに向つて多くの力をそゝいてもらひたいと思ふ事てす。私は今其の事について簡單に私の注文を申し上げたいと思ひます。御存じの通り從來の日本の女性運動は、すべて風俗改良の問題であつて人間の生活そのものゝ運動ではなかつたと私は思ひます。例へば交際であるとか、禮儀、便利、節儉といつた樣な事柄に一種の道德觀を持つて來て、それを一般の女性に外からあてはめ樣とした運動に過ぎなかつた。然しこれからの婦人運動は外から婦人にあてはめる運

動ではなくて、婦人の持つてゐるものを内から解放し、或は强い言葉でいへば破裂させる運動でなければならないと思ひます。前の運動は形の運動で、後の運動は魂の運動でなければなりません。

治警第五條の撤廢の如きも婦人が自分の持つてゐるものを、主張するための一つの重大なプロセスになるものであるのは明かでありますが、その運動さへも、現在の最大多數の婦人がどんな狀態に置かれてゐるかといふ事を看過しては、意味をなさないものと思ひます。私は今日日本の婦人運動としては、婦人自身の生活をもつとよく見、最大多數の婦人の生活と運動とを一つのものにして、そこに一つの勢力を作り、社會自らがその不合理に絕えないといふ事を、實際の上に於て感ずる處まで押し廣めなければならないと思ひます。

婦人が政治的によい位置を占める前に婦人自身がもつと今日の社會とぶつつかつて戰つて行くといふ氣持ちを强める必要があります。例へば家庭に於て何處までも婦人を壓迫し、婦人を惡い狀態に置ゐてゐるといふ手近かな事に對して、反抗の手を上げる必要があると思ひます。其のためには今日の知識階級に於ける婦人運動者はヨーロッパに於ける婦人運動者と同じく、先づ社會の最大多數を占めてゐる婦人勞働者の生活にもつともつと接近して、その人達の生活を自分の生活として、その人達のために働くといふ事は同時に自分自身のために働くといふ熱烈な信念を持つて働かなければならないと思ひます。新婦人協會が數年前から工場の視察をしたり、婦人勞働者に接近してその人々を見、助け勵ましたりして婦人の權利を主張しやうと思つた事は私は大變によい企だと思ひました。然し近來はいろ／＼な勞働者の生活狀態が變つたためでもあらうが、その方面の運動がいくらか下火になつたと思はれるのは、大變殘念な事であると思つてゐます。どう云ふ樣な狀態にゐる時にも新婦人協會は、今日の婦人の最大多數を占めてゐる婦人勞働者を見のがしてはならないと思ひます。絕えずその人達と連絡を取り助け勵まして行かなければならないと思ひます。

すべて勞働運動に於ける婦人の勢力の偉大である事はだれでも知つてゐる事であるが、百人の勞働者

の中にたつた五人の女がは入つてゐた爲に、どれ丈その運動に力をつけ、その運動を有意義にしてゐたかといふ例を私は實際に於て目擊しました。又社會問題の集會などに少數の婦人が出席してゐたためにその會が非常に活氣附き有意味な會合であつたといふ例をも見てゐます。然しそう云ふ樣な場合に於てさへも日本婦人の態度は餘りに元氣が無さ過ぎます。もし今日のすべての社會運動或は勞働運動に、目を覺ました知識階級の女性が熱情をもつては入つて行き、そしてその人達と同じ方面に進んで行つたならば、私達の將來の社會生活は非常に希望のあるものであると私には思はれます。過去に於ける日本の婦人の生活を見ると、大體左の四つの時期を經過してゐると思ひます。

第一　良妻賢母主義

第二　社會改良主義

第三　學問主義

第四　藝術主義

この四つの時期の內て前の二つの時期はもう過ぎ去つてゐます。現在の日本の一般婦人の生活は、後の二つの時期に屬するものであると私には思はれますが、その後の學問主義、藝術主義といつた樣なものでも、本當に日本の婦人が人間としてそれを求めてゐるのであるかといふ事は、可成り疑はしい事だと思ひます。學問をする、或は藝術を作るといふ樣な事さへも、良妻賢母の一つの材料としてではないかといふ疑ひがいくらもあります。或る婦人は小說を書くといふ事は、本當に自分の生活のため、人間の生活のため書くのてなくて、男の注意を得る爲の一つの方便であつたり、或は有名になるといふ慾望のためてあつたりする例がいくらもあります。この狀態を大戰中及大戰後のヨーロッパ婦人の生活にくらべるとどうてせう？人事とは思はれない程恥かしい氣がします。今日のヨーロッパの婦人に取つては學問も藝術も眞の人間生活から離れた何者でもありません。何故日本の婦人は、單純な正直な、熱情を以て女性自身のために、或は人間の生活そのもの丶爲に戰はふといふ氣持を起さないのてせう？

（誠）

比較婚姻法論（續）

法學博士　穗積重遠先生講述

其處は非常に立派な部屋て、日本て申すならば松竹梅に鶴龜と云ふやうなお目出度い書が壁や天井に書いてある結婚手續專用室、『婚姻室』（シャムブルド、マリアーヂ）と戸口にしるしてありました。正面には市長、助役、參事會員と云ふ樣な金ピカの禮服を著た人が並んで居つて其面前に新郎新婦が附添人と共に出頭して儀式をするので、丁度教會の儀式と同じ事てあります。何ても手數料を取る日と無料の日とあるさうて混雜を嫌ふ人は有料の日を擇び、金をかけたくない人は多少混雜しても構はぬと云ふので無料の日に來ると云ふ話てした。私の見たのは無料の日てありまして、非常に澤山の新郎新婦、父母證人等が詰掛けて、會場の後ろの方のベンチに待つて居ました。それを市長と思はるゝ人が机の前に順番に一組宛呼び出して、教會てすると同じやうに先づ新郎に『お前は此婦人と眞實の自由意思て結婚するのか』と尋ねる、『さうてあります』と云ふと今度は新婦に『お前は此男と眞實の自由意思て結婚するのか』と聞く、『左樣て御座ります』と答へる、それから證人には『お前達は此結婚の眞實自由な成立を認めるか』と聞き、若し親の同意を要する年齡ならば父母に『同意を與へるか』と云ふて聞く、其後に『お前達は結婚すれば是々の權利義務を生ずるが承知か』と云ふので民法の夫婦關係の規定を讀み聞かせる、それから登記簿に署名させる、證人及び父母も連署する、それて婚姻が成立つたので、お目出度と云つて市長が新夫婦と握手する、大體斯う云ふ手續てありました。

其際一寸面白いと思つたのは『之が民法の規定てある、お前達はこれからこれに由つて生活を規律さ

れるのだから之を持つて行け」と云つて、夫婦に關する民法の條文を印刷したものを呉れて居ました。そして一組濟むと次の一組を呼び出すと云ふ風でありましたが、要するに自身出頭と云ふことが、歐洲諸國の婚姻手續の中心點でありまして、我國の婚姻の手續から見ると非常に丁重なものであります。而してスイス民法の內で特に注意すべき規定は、法律的手續の外宗敎的結婚式を擧げるのは隨意だけれども、宗敎的結婚式は法律上の結婚手續の後でなければならぬと云ふことを規定して居るのであります。即ち今申したやうな結婚手續を濟して、何月何日に結婚手續を濟ましたと云ふ證明書を貰つて行かなければ、お寺で儀式をして呉れないのであります。ドイツ、フランス等の諸國でも、民法には規定がないが他の規則で同樣の結果になつて居ります。

こゝに注目すべきのは戰後のドイツの婚姻法であります。最近ドイツは御承知の如く國柄がスッカリ變つて諸事大變革の際でありますから、此後ドイツの民法が如何に變つて行くかと云ふことはまだ分らぬのであります。唯だ一千九百十九年に出來たドイツ共和國新憲法中に婚姻法の大原則が定めてあるのは、大いに注目すべき所であります。從來の憲法は國家の組織、其他政治上の事だけを規定して居つたのでありますが、此新憲法に於ては其以外に各人の生活の事も其原則を定めて居るのであります。即ち憲法の第一編はドイツ國の組織及び政治の事柄が規定してあるが、第二編はドイツ人民の基本權及び基本義務と題し、其第二章が共同生活と云ふ標題であります。而して其章の一番終りの第百十九條に婚姻の事が規定してあつて、其第一項は『婚姻ハ家族生活及ビ民族ノ保持並ニ增殖ノ基礎ナルヲ以テ憲法ノ特別ノ保護ヲ受ク』と云ふのであり、第二項には『婚姻ハ男子ト女子トガ同等ノ權利ヲ有スルコトヲ其本トス』とあります。

斯う云ふ婚姻制度の新傾向を憲法で明言したのは面白いことで、ドイツの今後の婚姻法はいづれ此主義に基いて更に新生面を開くことゝ豫期されます。

次にスペインとオーストリーはフランス、ドイツに較べて餘程舊式の國で、婚姻法に宗敎的色彩が非常に强い。元來イタリーこそは、ローマ敎會の大本

山の國であるから、イタリーの法律が宗敎的でありさうでありますが、イタリーでは國家と敎會とが仲が惡い所から、却つてイタリーの民法は婚姻は國家の事で宗敎の關する所でないと云ふ主義を採つて居ります。之に反してスペインは大變宗敎に重きを置いて居るので、イギリスと同じく、婚姻は自分の屬する敎會で儀式をしても宜し、宗敎上の儀式を好まぬ者は法律上の手續きで濟ましても宜いと云ふ併合主義を採つて居る。而してこれもイギリスと同樣近親婚姻禁止の範圍が非常に廣くなつて居りますが、夫を謀殺し又はしやうとした者とは結婚する事が出來ないと云ふ樣な規定もあります。それから前にも申したやうに敎會では却つて婚姻の肉體的關係に重きを置いて肉體關係の出來ない者は婚姻の能力がないものだと考へる傾向があるが、スペインの民法はそれを明かに現はして居て、生殖不能の者は結婚する事が出來ないと規定して居る。又僧侶になつて獨身の宣誓をした者は結婚する事が出來ないと云ふ規定もあります。オーストリーもスペインと同樣宗敎上の儀式と役場の手續とを併用して居ります。オーストリーは戰爭の結果非常に細かく分れて、今日のオーストリーは大變小さくなりましたが、元のオーストロハンガリーは種々の民族が混り種々の宗敎が混つて居たので、オーストリーの婚姻法なるものは非常に複雜なものとなり、一つ一つの宗敎に就いて別々の規定を設けて居たのであります。例へばクリスト敎徒には近親の結婚を喧しく云ふが、ユダヤ人は伯父と姪と結婚しても可いと云ふ樣な次第であり又新敎徒ならば離婚後の再婚は自由であつたが、舊敎徒は離婚した後先夫又は先妻が死ぬまでは再婚する事が出來なかつたのであります。これは卽ち前述の絕對的一夫一婦主義で、離婚しても對手方の生きて居る間に他の者と結婚すると重婚になると考へたのであります。卽ち實は離婚でなくて別居が許されたのに過ぎないのであります。併しオーストリーも今度の戰爭で非常に國柄が變りましたから、今後斯う云ふ點に就いても何等か改正がありませう。

第五　スラヴ法系の婚姻法

次はスラヴ法系であります。スラヴ民族には種々

の國がありますけれども、其中心が「ロシア」であることは申すまでもない。而してロシアには御承知の通り最近大變革が起つたので「ロシア」の婚姻法を申上げるには、どうしても舊「ロシア」と新「ロシア」とを較べて申上げなければならない。舊ロシア即ち革命前のロシアが非常に舊式な國柄であつたと云ふ事は御承知の通りであります。舊「ロシア」は婚姻に就いても嚴格な宗教的主義を採つて居たので、即ち宗教婚主義の國でありました。其宗教主義の婚姻法に於て特に注目すべきのは、異教徒の結婚を禁じて居たことであります。就中「ロシア」の國教である「ギリシャ」教會の信者に對しては異教徒殊に「クリスト」教徒以外の者と結婚する事を非常に喧しく禁じて居つた。實際は禁を潜つて行はれた婚姻が不問に附されて居たこともありませうけれども、法律の表面に於ては非常に嚴しく禁ぜられて居つたのであります。夫から今一つ舊「ロシア」に於て注目すべき事は婚姻についての父母の同意が子の終身必要であつたことで、即ち子は何歳になつても父母の同意を得ずに結婚してはならぬと云ふことになつて居た。尤も其結婚は無効ではないので、婚姻は成立つが罰されるのであります。父母がどうも仕方がないと云ふので捨てゝ置けば處罰問題は起らぬのでありますが何れかの父母が腹を立てゝ、訴へ出ると、四ケ月以上八ケ月以下の禁獄に處すると云ふことになつて居ました。又父母の同意なくして結婚すると父母に對する相續權を失ふと云ふ制裁もありました。又舊「ロシア」では官吏の婚姻に就いて國家が干渉し、官吏が結婚するには長官の許可を要したのであつて、殊に軍人に嚴しかつた。特に面白いのは、外交官が外國婦人と結婚する事を非常に喧しく云つたことであります。それから「ギリシャ」教會の僧侶は絶對に結婚が出來ない。尤も僧職に就く前からの婚姻は其後も依然繼續されるのでありますから、僧職には就きたいけれども結婚出來ないのは困ると云ふので、先づ結婚してそれから僧職就任の手續をすると云ふ事が頻りに行はれたさうで、僧侶で妻帶して居る者は勿論澤山あります。更に又八十歳以上の老人の結婚を禁じたのが「ロシア」婚姻法の特徴として有名であつた。是は婚姻が肉體的關係であると云ふ事に重き

を嶶く考から出たものと思はれる。又再婚を喜ばない、前述「クリスト」教主義の考から、三度まではよいが四度目の再婚を禁ずると云ふ規定もあつたのであります。

又「ロシア」にはユダヤ人が澤山居るので、「ユダヤ」人の婚姻に就いては種々と細かに規定してありました。元來「ユダヤ」人の婚姻制度は非常に面白いので、特に研究する値打ちがあります。「ユダヤ」人に在つても矢張り婚姻は宗教的のものとなつて居て異教徒殊に偶像崇拜者との婚姻は禁ぜられます。又近い親類が死んだ後三十日間は結婚してならないと云ふ規定もあります。妻は夫が死んだとき又夫と離婚した場合に直ぐに再婚が出來ず、九十日間待たなければならぬ。妻が死んだ場合に夫は安息日を三回經なければ再婚する事が出來ない、但し已むを得ざる場合は七日經てば宜しいと云ふのであります。又現在懷胎して居る女は結婚しては不可ないと云ふ規定もあつた。ユダヤ人に關する規定で我々に特に奇妙な感じを與へるのは、夫が死んだ場合夫婦の間に小供がなく、而して亡夫に未婚の兄弟があると、其妻は亡夫の兄弟と結婚する義務があると云ふことてあります。前に「イギリス」に就いて申したのとは反對て、イギリスではそれを甚だ惡い事として特に禁じて居るのでありますが、「ユダヤ」ではそれを奬勵する、つまりそれは其家の血統を存すると云ふ考から出たのであります。

斯樣に簡略に御話しただけても舊ロシアの婚姻法が頗る舊式なものてあつたと云ふ事が分るのてあります。

新「ロシア」が舊「ロシア」とは全然根本から違つた國てあると云ふ事は御承知の通りてあります。根本にさう云ふ變化があつた以上、婚姻法にも何か變化がなければならぬと私は思つて居ました。「フランス」革命の時先づ問題となつたのは婚姻法の改正てあつた。革命前の「フランス」の婚姻法なるものは、謂はゞ元の「ロシア」式て萬事宗教主義てあつたのが、革命後それが直ぐ問題となつて、一七九一年の革命憲法に『婚姻は民事契約に過ぎざるものと認む』と宣言し、翌年其主義の離婚法を拵へて、今まで離婚を絕對に禁じて居たが今度は離婚を非常に自由に許す事

にしたと云ふ先例もあるのでありますから「ロシア」の革命に於ても必ず同じやうな事が行はれるであらうと思つて居たのであります。所が何分にも正確な材料が手に入らぬので近頃まで其後の消息が分らなかつたが、最近に其材料の一つが手に入りました。過激派が天下を取つたのは一千九百十七年十一月でありますが、夫から一年も經たない一千九百十八年九月十六日に新政府が親族法だけの一法典を作つたので、其譯文が本年(一九二〇年)三四月號の「コンテムポラリー、レビュー」に出ました。

此新「ロシア」の新親族法典中の婚姻法の部は舊「ロシア」の婚姻法との對照上頗る興味のあるものであります。今まで「ロシア」の事に就いては種々の噂が傳つて居つた。例へば過激派政府が婦人の國有を命じたと云ふ事が本當らしく傳へられて居ました。それ故この新らしい婚姻法は餘程過激なものであらうと思つたのでありますが、意外に穩和なものでありまして、餘り穩和なのに却つて驚く位であります。過激派政府の立法者も、自分達の立場からして其點は多少苦になつたと見えて、其親族法典に長い前文を附けて頻りに言譯をして居ます。即ち新婚姻法は決して我々の終局の理想のものではなく一時の經過的のもので、一足飛に新らしい事も出來ないから差し當り是だけの事にして置く、と云ふ言譯を言つて居ります。併し斯う云ふ言譯を言ひながらも、過激派とも云はれる極端社會主義政府が婚姻と云ふ事は矢張り認めて細かい規定をしなければならなかつたと云ふことは、結局一夫一婦婚姻制度の重要が更に證明されたものとして注目すべきであります。右の親族法典は婚姻の事と親子關係の事だけの規定でありますが、二百何十ケ條と云ふ長い法律でありまして、非常に細かく規定してあります。其内容を見ますと、成程舊「ロシア」の法律と較べて見たら大革命であります。根本の主義としては、今まで宗教婚姻主義あつたのを改めて法律婚主義にした。離婚も今までは非常に喧しかつたのが自由に許されるやうになつた。西洋では協議離婚を餘り喜ばぬのであつて純粹の協議離婚を認めて居る國は殆どないと言つても宜く、離婚が非常に容易く行はれると云ふ「アメリカ」でも協議離婚は正式には認めて居らぬのであ

ります。即ち夫婦の一方から裁判所に訴へる所謂裁判離婚だけを許して、双方の申合せて離婚すると云ふ事は許さぬのであります。西洋て協議離婚が問題になつたのはフランス革命の時て、其際の離婚法に協議離婚を許したのが非常に亂暴な事てあると云ふので驚かれたのてあります。所が今度の「ロシア」の新婚姻法は協議離婚を許したのてあつて、丁度「フランス」革命の離婚法と同じ事をやり、歴史は繰返すものと云ふ事を證明して居るのてあります。我國の民法ては非常に自由な協議離婚を許して居るのてありますから、我々から見れば何でもない事と思はれるのてありますが、兎に角今まて宗教的てあつた婚姻制度を全然法律的のものとし、今まて嚴しく制限して居つた離婚を許し、然かも協議離婚を許したと云ふ事は、今度の「ロシア」の婚姻法の特徴て、西洋諸國から見たならば、殊に舊ロシアから見たら大變革てあると言つて可いのてあります。結婚の手續は非常に細かく規定してありまして、豫め日を定めて公開の場所て役人立會の上て儀式をすると云ふことになつて居る。これは從來の歐洲諸國法の制度と大體同樣て、一向勞農「ロシア」らしくないのてあります。婚姻の出來る年齡は男は十八歲以上、女は十六歲以上となつて居る。又舊「ロシア」の法律ては近親結婚禁止の範圍が可なり廣かつたのを非常に狹くして親子兄弟の結婚は不可ないが其以外は自由て、即ち伯叔父と姪、伯叔母と甥の結婚も差支ないのであります。新「ロシア」の婚姻法て特に注目すべき點は、父母の同意を全然不必要にした點てあります。子の婚姻に父母の同意を要しないと云ふ事は表面には書いてないが、『婚姻は單に當事者の同意に依りてのみ成立す』と云ふ意味が規定されて居るのてあります。又婚姻は宗教制度てあると云ふ考を除いた以上當事者の宗教の相違と云ふ事は妨げないし、又僧侶てあつても結婚に少しも差支ないのてあります。要するに斯う云ふ婚姻法を設けて居ることから見ても過激派政府は婦人の人格を全然無視して婦人を共有にしたと云ふ噂が虛傳てあつたことが知れます。現に新親族法典の前文にも、革命政府の立法者は男女の人格的對等が根本主義てある事を宣言して居るのてあります。(未完)(此「ロシア」の新婚姻法については國家學會雜誌の大正九年九月號に詳細の紹介をしました。)

板さびし

岡本かの子

板びさしわが家ののきの淺ければ身に親しくも雨さへぞ降れ。

わが家の戸閉(た)ちを荒みなかなかに身にしみなれし夜々の風かな。

天地のもののけはひの親しさに離(さか)りて何か八重襖せん。

ふし高きわが家の柱いづこなる森の若木の伐られ來にけん。

ある母子を見て

いかならん宿世ぞかくもことなれるこころの母を持ちたまひけり。

なげかひのかぎりを書きてたまたまに子が得し料(しろ)と母は知らずも。

よそ人とさざめく母の襖越しうれひにひとりこもる子のあり。

身ひとつをうけしばかりにことなれるこころの母をすべなかりけり。

朝鮮の婦人について

尹心德

□

私は今の所ぺんを走らせる事を喜びません。それは勝手な理由かも存じませんが、一から十まで立派な事ばかりてあつたら考へなしに次々と書けるし、又は此れを書く人も日本語がそれ程自分の思想を發表するに滿足する位出來て居ませんから、書いた所てロクなものてはありません。而し兎に角市川先生の御注文に依り一寸ぺんを走らせます。

□

先づ朝鮮の婦人と云へば、昔から家庭につき家庭の事にのみ從事し、其の以外の事はしないのが當り前と見えて、誰れも家事の外の事はする人がなかつたのてす。然し今の所ては社會と云ふ組織も變り凡てが昔と變つたから――朝鮮の婦人も昔からの通りては何一つ役に立つ事が出來なくなりました。故に一大困つた事が起つたのてあります。

如何なる場合ても改造仕様と思つたら犧牲に成る或るものが出る如く、朝鮮の社會が改造されるには朝鮮の婦人が或る方面ては犧牲物に成りやしないかと思つて、私は陰ながら心配して居ります。

昔から女の子と云へば國字は敎へますが、その他は無敎育者てあります。今の日本の小學校、高等女學校等の樣なものは形もなかつたのて、各々自分の家庭につき母上樣に全部家事の事はそれこそ專問的に習うのてあります。自分等の身分相應に習つた後は自分等の階級の人の所へ嫁に行くのてあります。それが早婚と云ふ惡習があつて女の方は一人前に出來て十五六歲に成ると、男の子はヒドイ例を上げれば九歲か十歲の所にゆくのてす。今から考へるとそれは兩方の親が或る慾望に自分等を喜ばせ樣とする意味てはないかと思はれます。所が此の女の人は自分よりも年が下てある弟の樣な人を、大きく偉く成るのを待つて夢中に成つて働いて苦しい事を樂と思つて暮すのてす。凡てが自分よりは子供てある夫の命令を聞くよりも、夫の方を命令する方てはないかとも思はれます。それが何時の間にか大きく成つた

と思ふと、他の女を入れて所謂妾と云ふのを置いて自分の慾望を或る方面で滿足させるのですが、本妻と云ふ人はそんなことは知りもしないで、正直に本氣で女中の役を務めて居るのです。憐れな本妻は何んとも仕方がない、意味のない歳月を送りつゝ色々煩悶をして悲しい一生を送るのです。或は子供が居りましてその子を柱の樣に凡ての力に成るだらうと思つて育てる中、矢張り父親の血統を受けたと見え、此の子さへ母上樣を見すてゝ母もあつたもんではない、自分一人で偉く成つた樣に自分を滿足させるのであります。それで此の憐れな母は一生を悲しい世の中にすんで居るのであります。そこで考へなくてはならない問題は、此の母上樣が萬一今の高等女學校位の程度の教育があつたら、どれだけ幸福であらうかと思ひます。それは或る方面では高等女學校出でも仕方がないかも知れませんが、何しろ無學ではないのです。

□

今の所では朝鮮に宗教と云ふものが廣くひろがつて、前例の婦人等と看護婦或は聖書の傳道婦人に成れる樣に、講習會や色々な方法で助けられるが、それが第一問題であるのです。先づ自分は救はれたか知れませんが看護婦や傳道婦人の役は主に悲しい人寂しい人、憐れな人を慰めて上げなければならないのに、自分にも滿足な日はないし愉快な日が無い人が、他人に滿足をさせると云ふ事は不可能ではないかと思はれます。萬一出來た所がそれは私の考へでは或方面では僞りではないかと思はれます。反對に自分が苦を味つたから察しが良いだらうと思ふかも知らないが決してさうではないだらうと思ひます。苦しい生活をした人には樂しい味が知らないだらうと思ひます。それは自分の考へだけでは人に滿足を與へられないと思ひます。それで一度逆に落ちた人は一生不幸ではないかと思ひます。それで彼女等は救はれて仕事をしても自分はやつと救はれて助けられたかも知らないが、人の爲には働くと云ふ事はどうしても不可能ではないかと思はれます。

それ故に夫にすてられても自分一人で暮される樣に初めより仕立てゝ置かなければならないのです。

それは結局教育と云ふ大事な事であります。

□

朝鮮は今まで義務教育と云ふのがないので、或る階級の人は自分等で進んでするが、他の階級の人は出來ないのであります。今の朝鮮の教育と云ふものは本當に憐れなものであります，何故なら今の所では日本の人と西洋の人とが二通りの教育をさせて居りますが、有りの儘云へば、日本の人の教育の仕方は鮮人に先づ日本語と云ふものを知らせ、日本の精神を入れてやればそれで義務がすむのであると見えて、その方ばかり努力してゐるのです。何故なら先づ小學校程度の普通學校を立て、四年で終へますと、高等普通學校と云ふのが高等女學校にやゝ似たものです。そこで三年やつて師範科と云ふものを一年致しますと誰れも彼れも小學校の訓導に成れるのです。今の所では鮮人の女子教育は凡て小學校の教員養成所ではないかとも疑はれます。それ以上の學校はないのです。

次に西洋人の方では宗教と云ふ宗教さへ教へれば彼等の役がすむと見えます。このやうに各々自分等の目的が異なるので鮮人としての教育の仕方は今の所かけて居やしないかと思はれます。鮮人の女子教育は彼の二通りの教育は全く無用であるかと云へば決してそんなものではないと思ひます。何しろ本目的では無いと思ひます。如何なる事があつてもその土地の人に合ふ様に其の人民等に合ふ様に將來を考へて教育しなければ役に立たない教育ではないかと疑はれます。

鮮人の女子等は割合で云へば全部無教育者であると云つても良いが、中には例外に新しい女も大勢居る様です。然し今の五十年前日本の女子教育が今の朝鮮女子教育ではないかとも思はれます。それ故に今の教育と云ふのを今少し方向をかへて、鮮人の爲めに純粹な教育を一日も早くさせて、朝鮮の爲めに新しい女が澤山出なくては社會の組織だの凡てが出來ない、兎に角役に立つ新しい女が出なくては、東洋の婦人の仲間に入つて凡てを協力して仕事を仕樣としても教育が無くては不可能である故に、根本的に正しい教育を一日も早く受けて、無學の女子が見えない様にしなければならないと思つてゐます。

學齡兒童の食事公給

林　ふ　く

年端もゆかぬに子守、下女、丁稚奉公又は工場働き、其の他くさ〴〵の働きについてゐる兒童の多くの者が、學校の成績不良て、自然に學校を嫌ひ、普通教育さへもあやしく、時々病氣の爲に中途退學と云ふ樣な形式て學途からそれて行く身の上を思ひやりたいものです。

此等の兒童は、いづれも普通教育を全うして猶進んて獨學を志ざし、智識慾を促がし得る事の出來ない先天性を以て生れてゐるのでせうか。斯樣な子女に智識慾を與へる運びがつかないものでせうか。此の點を Spargo の一著述を通讀して、其の中の學齡兒童食事公給を我國ても實施の運びに一日も早く進めん事を願ふのです。

天地は總ての子孫を赤手て此の世に伴ひ、均等に撫育致すのですが、たゞ貧困と云ふ一つの狀態が均衡を動搖する事になりつゝ經過して參りました。其の時日の針は漸く綻びを縫ひ綴る事になつて來ました。古來から人々の唱えました死の平等は、今や平等の誕生を提唱する文化生活が到來してゐる現代の私共は、兩親の貧困に理由なき犧牲を餘儀なくされてゐる兒童の爲に、相當の保護を與へねばならぬ義務を果さなければならないのです。

日本の土地に生れた兒童は殊更他人に空腹を訴へる程心安く無關心に育てられて居らず、乳兒の折から既に榮養不良或は不足の儘に、たゞ死線から一歩隔てつゝ千鳥足を運んて生ひ立ち、學齡期に達して義務教育を授けられる兒童は、智識慾に先立ちて食慾にかられ其の食慾の充たされない肉體は、智識慾を誘ふ事の容易てない事は必然の事です。

ダントンの言の如く食物の次は教育が人間の最必要物てあります。社會生活上教育の必要な事は言葉を弄する要もありませんが、教育は必要な食物が與へられ、健全な身體を築く爲の體育を受けて後に授けらるべきてす。有用な教育の根本要件は健全な肉體の發育てあらねばならぬのてす。肉體の健全は精神の健全を保し同時に智識の啓發を促がすのてす。

義務教育施行され更に義務教育年限延長に關して迄も世人の注意を惹起しつゝある今日、兒童教育に先き立ち一方榮養狀態を看省せねばなりません。義務教育を授けると同時に適當な榮養公給を計らねばなりません。如何に教育家の努力を得ても片手落ちにある以上充分な學績を揭げる事は不可能であります。

伊國を始めとして歐洲諸國では既に學齡兒童食事公給並に保健の設備着々と其の實施に當つてゐるのです。伊國 Varrelli 市では學齡兒童食事公給を義務教育と同樣强制致してゐます。保健課の役員は毎日公給される食事の監視を行ふてゐます。

ベルジユムのブルッセルでは總ての小學生に充分な晝食を學校で給し、且つ十日目に一回の體格檢查には、目、齒、耳、及全體の健康狀態に亘り體質に應じて肝油其他各々適當と認められる强壯劑迄與へられ、衣服靴等に到る迄學校にて注意を拂うて教育致してゐます。

諸威に於ても病弱な小供等は特種の榮養食が撰んで與へられ、各自の體質に應じた醫療を施され、其の上療養所又は保養所が學校の附屬となつてゐるさうです。

スキッツルでも貧困兒は往々公費で衣食を給されてゐます。小學校入學の節は健康診斷を受け、入學後も猶更一定の時期に分けて體格檢査が行はれ、病弱兒は小學校附屬療養所で保養される事になつてゐます。

更に "Holiday Colonies"（郊外遊學？）とて數百名の小學生に廿五日間を一期として毎年是を行ひ、其の支給に對しての費用は、市及寄附による學校の基金と並に兩親からの幾分の支出に依るのです。市から此の支出に應ずる資金は當國官業の酒造による多額の利益を各都市に分配し、其の分配金の十分ノ一を酒のもたらす惡影響と戰ふ爲の費用と定められ其の資金で右の小學兒童の保健の爲使用されてゐるのです。

佛國でも此のスキッツルに於ける郊外遊學に似た "Colonies Scolaires of France" と云ふのがあります。其れには二つの樣式がありまして、一は夏期郊外に寄宿舍を借り入れて數百名の小學兒童を送る事になつてゐます。今一つの方法は矢張前者の樣に郊外に

別莊様のものがあり、年中交代で兒童を送る事になつてゐます。普通三週間を各兒童に對しての一期間として小學兒童の轉地遊學を行ふて居ます。其の結果兒童の體質に著しい影響が現はれてゐます。

獨國に於ても同じ様に教育中體育を重視し種々の方法を實行してゐます。

顧つて我國小學兒童の狀況を鑑みなければならないのです。諸外國に行はれてゐる其の儘でなくとも、經費上及實行に容易なる方法として、小學兒童體質檢査にて中以下の兒童全部に是非共榮養食の公給を實施して戴きたいと思ひます。此の公給を貧困兒に限る時は幼い頭が御互に異様な事を感じる事もあるでせう。又同時に良家庭の子女とても氣儘な仕付の爲、或は兩親が小兒に對する食物の料理法をわきまへて居らぬ爲に、適當な食事を致してゐぬ者も數ある事と存じます。ですから體質を本位にして公給を計り良家からは學務員の手を經て兒童の手を經ぬ方法で集金致す事にすれば、よいでせう。此の獻立に關しては校醫並に女教師達が興味を以て研究して戴き度い事です。並に上級生には女子は殊更男生も共に榮養食の撰擇並に其の料理法に對する概念を與へる事も必要と存じます。

研究會會告

會合日　毎週金曜日午後正七時より
會　場　新婦人協會事務所
研究題目　民法親族篇の研究
出席者　會員の出席を歡迎します
　　　　特志者は會員外にてもよろしい
携帶品　民法條文

事務所執務規定

勤務時間　午前十時より午後五時迄
休　日　日曜日及祝祭日（但し一人宛は居ります）
月曜日　身上相談日午後一時より午後八時迄

師範學校長と婦人參政權と新婦人協會

問合せ文

拜啓、御壯健の御事と存じ上げます。扨突然でございますが、本誌四月號誌上に於て左記各項に關する御高見を發表いたし度いと存じますので、御多用中誠に恐れ入りますが至急御貴答仰ぎ度く折入つて御願ひ申上げます。尙御參考の爲に本誌創刊號より新年號まで四册別便を以て御寄贈いたしましたから御一覽頂きたら存じます。

一、婦人參政權を認めらるゝや否や。
一、女敎員が新婦人協會に加入する事について の御意見。
一、敎員が政治運動に關與する事について の御意見。
一、參政權に關する請願は記名調印するだけでも政治運動と認めらるゝか否か。

□

秋田縣師範學校長　北村　直敬

一、獨立の生計ある二十五歳以上の婦人の參政權を認む——但義務敎育八年延長實施の後たるべし。
一、協會加入差支なし、若し協會にして過激運動をなす曉は差止むべし。
一、敎員の肩書つきにて關與するは不可なり、帝國臣民の資格にて單純なる政治運動に關與するは差支なし。
一、政治運動と認む。請願書に記名調印する位は差支なし、但熱心になりて女性の品位を害する運動は愼むべし。

□

奈良女子高等師範學校長　槇山　榮次

御尋ねの件左に御答申上げます。

一、女子も亦參政權を有するやうに成るのは當然の趨勢であると思ふが、其條件を男女全然同一ならしむべきかは尙研究を要する問題である。
一、新婦人協會の規約を見れば女敎員の之に加入するは少しも差支ないと思ふ。
一、政治運動と云うただけでは可とも否とも斷じ難い。可否は政治運動の內容と其方法とに依て決すべきものであると考へる。
一、參政權に關する請願に記名調印するのは一種の政治運動と云ひ得るであらうが、敎員がそれをしても差支は無いと思ふ。

□

千葉縣師範學校長　登田　潔臣

拜啓貴問に對する回答左に申上候。

一、參政權は男女平等を理想とするは勿論なれども、我邦女子が現在に於て男子と同等に參政權を行使する程度に進み居らざるを遺憾とす。
一、女敎員は我邦女子中の智識階級なれば着實穩健なる態度を以て社會の進取的事業に加はるは可なりと思ふ。
一、敎員は政治的教育に當るべきものと信ずれども、直に政治運動者として活動するを好まず。
一、參政權に關する請願は法規上の手續を經て之を行ふを要す。合法的請願は國民の權利なり記名調印のみにても政治運動と認むるか否かは政府當局の裁斷に依る

□

石川縣師範學校長　根岸　[illegible]

拜啓

一、婦人參政權要求は尙早と存候。參政權要求よりは男女兩性の共同的分業の理解を得る事が大切と存候。

一、女敎員が新婦人協會へ加入の可否は本人の意志に委すべき性質のものにて別に意見は無之候。

一、敎員が政治運動に關與する事は不可と存候。

一、參政權に關する請願に調印する事は政治運動と存候。

右貴答まで。

□

長野縣師範學校長　礒貝　泰助

拜啓　御叮重なる御照會に對して拜謝致します。野生性來言說を好まぬ者ではありますが、讀に答へぬ譯に行きませぬ爲に一言致します。

一、理想の時代の到れる折には婦人參政權を認めます。否私が今日普選論者の一人ならば同時に婦人參政を主張致しますが私は今日の日本國民の如き不誠實不公平不正當を憚らず、意地と情實で事を取運ぶ程度の者には自治も憲政も稽古中と考へます。本物ではありません。男子制限選擧の今日で尙選擧權を不必要とする者が多數あります。今日眞に國を憂ふるならば先づ政治敎育〔に〕萬般の施設協同して國民の本質を「公正の道」に一貫せしむるが唯一先決の大事であります。責任觀念たの立憲思想だのと云ふ事は、不公平にして利害情實で動く人間に出來る者ではありません。普選も婦參も今日に於ては枝葉の閑問題であります。英國邊と人の質が違ひます。婦人參政權の如きは幾つかのデケードの後に實用問題となりませうが、今日では單なる理想論であります。理想を言ふならば普選と同一理由にて婦人參政權あるべきことは議論にならぬ當然です。今日男子の普選を主張して自制も條理もなき感傷的な向ふ見ずの下級勞働者を參政せしむるならば、それより更に早く一定の資格ある婦人の制限的參政制度を設くべきであります。新聞で傳ふる如くば永井柳太郞君の思想の傾向が條理が立つて居りますが私には今日では何れも皆同的の閑問題と考へます。虛僞と情實に動く此の非社會的の國民の存在を如何にせんとするか。

一、新婦人協會の綱領には異議ありませんが先づ何を急務とさるゝか如何なる立場の人達が中樞たるかゞ要點であります。私は女師、高女の校長を未熟恥入りながらも勤めた事のある身です。日本婦人延ては我國の爲には傳來の男子の橫暴を逆げるに都合よき諸制度を一切廢滅せしめる一方男子の敎育を精鍊して苟も橫暴に亘る如き東洋的惡風なからしむるが要點と考へて居ります。花柳病男子の禁婚は良い企てゝあります。其他簡易生活、服裝改良、蓄妾制の廢止結婚制の改良、醉狂人の排斥等有用の事が多々ありますが、今日婦人參政權などを先務とするは私には輕薄に見えます。又必ず家庭を治めた經驗、子女を啓發した經驗ありて所謂ベターハーフの味を知る人にして始めて婦人指導の資格ありと存じます。母性を味はざる者が母性擁護の說を吐いても中心に誠が乏しいノです。若しも新婦人協會の淑女各位が先務として婦人參政權運動に走り、又其人々が家庭を味ひし事もなき口舌を弄する徒であるならば、貴重なる我姉妹をしてかゝる協會に加入せしめ度くありません。がかゝる憂ひある人々ではなき事を望みます。この憂ひなきに於ては女敎員の加入何の差支がありませう。

一、敎員が政治運動に入り更に進むで政治家を指導すべきであります。今日の政治家のやる事が其日其日の蠅を追ふ位の事のみて、國家の使命、國民の理想に關する經綸の見るべき者がありません。皆敎育と政治を峻別したる過に因るのでありす。速に改むべき事です。

一、請願書に記名調印したりとて何等敎員服務に違背したる事なしと考ふ。又運動と認むる者にもあらず。

□ 廣島縣師範學校長　渡邊信治

御照會の件左に御答へ致します。

一、政治能力あるものに參政權を與ふることは當然の事と存じます。然し男子の普通選擧さへ議會の大多數を以て否決せらるゝ今日、婦人に參政權を與ふるは尙早しと存じます。

一、女敎員が職務執行上支障なき限り新婦人協會等に入會することは差支ないと存じます。

一、學校敎員が或程度の範圍内眞正なる意義に於ての政治運動は差支ないのみならず必要と存じます。然し今日一般に行はるゝ所謂政治運動なるものに就ては弊害多きと信じます。

二、法令の範圍内請願は自由と存じます。

□ 御影師範學校長　和田登

一、女子の參政權は所謂普選問題の歸結として、遂に此に到るべきは理論上之を疑はないが實際に於てはまだ〳〵早いと云ふの外はない。

一、否定したい、一意專心斯道に沒頭してさへ尙ほ且つ足れりとしない女敎員がどうして規約の「事業に直接關與し終始責任を共にする」などの餘裕があらう。

一、政治運動の意義次第で必ずしも惡くないかも知れぬが、世間普通の所謂政治運動には關與することを好まぬ。

一、參政權に關する請願は方法の如何に拘らず政治運動であると見ることも出來よう。併し單に請願書の提出を以て政治運動と認めるのは無用の事だと思ふ。

□ 大阪府池田師範學校長　東恭吉

御尋ねの件左に昇答致します。

一、婦人の參政權は認めます。一女敎員の新婦人協會に加入する事は何等差支ないと思ひます。

一、敎員が政治運動に關與する事、法の上で禁じられて居ない以上何等差支ない。

一、參政權に關する請願に記名調印すると廣く見れば運動といへぬでもないが自分はさうは思ひませぬ。

□ 滋賀縣女子師範學校長　渡邊千治郞

一、婦人の參政權を認むるか。現代にては尙早と存候、現今にては夫をして正しき一票を投ぜしむる樣に盡力すべき事と存候。

一、女敎員が新婦人協會に加入するの意見に就ては。同會の事業行動等まだ充分に承知せず候故其上にて意見を申上度と存候。

一、敎員の政治運動も尙早と存候。

一、參政權請願の記名調印も右の次第によりて尙早と存候。

□ 長崎縣師範學校長　山松鶴吉

一、御尋ねの件婦人參政權は原則として當然のことゝ信じて居ます。併し今日までの敎育で果して滿足な結果を得られやうか否かを懸念致します。依つて一方有志者の手で其の要求をすると同時に他方で女子敎育を向上徹底せしめ、眞に國政の何たるかを諒解し自覺する女子たらしむることが急務であると信じます。

一、新婦人協會の主義主張並に其の行動の趣旨本質の如何を明確に諒解し、其の會員たることが敎員としての職務並に服務規律に牴觸しないとの確信さへあれば加入して何の差支もないことゝ信じます。

一、敎員の職務上の義務服務規律は定まつて居ます。監督官廳の諒解を得て事をやれば何の問題も起るまいと存じます。

□ 神奈川縣女子師範學校長　相澤英次郞

御書面の趣左の通りお答へ申上げます。

一、認められたいと思ひます。

一、御主意には賛成いたします。

一、運動がましいことを行ふは不可。

一、認めません。

□

仙臺女子師範學校長　伊東　武

一、婦人獨立の生計を營むものには參政權を與ふるを當然と考ふ。

一、新婦人協會に女教員の加入は其人の立場により異ると思ふ、一般に加入必要とは認めず。

一、教員は直接政治運動に關與せざるを可とす、何となれば子弟を黨派的觀念より超越して公平に教養すること困難となるを以てなり、政治運動せんとするものは專門的にやるを良とす。

一、請願用紙に記名調印したとて別に政治的運動と見るべき程にあらずと思ふ。

□

宮城縣師範學校長　柴垣　對義

御尋の條々左に御答申上げます。

一、婦人の參政權は制限を附して認めて宜しからうと存じます。

一、女教員が新婦人協會に加入するは差支ないことゝ存じます。

一、教員が政治運動に關與するは不可なりと考へます。

一、參政權に關する請願書に記名調印するだけならば、政治運動といふべきものではなからうと存じます。

□

京都府女子師範學校長　西山　[illegible]

拜復益々御繁昌奉賀候。婦人參政權等に關する御尋ねに對し左に卑見申述候。

一、婦人に參政權を與へる事は當然と考へ居候。

一、教員は政治上の時事問題に奔走するは宜しからずと存候。

一、參政權請願書に記名するは何等非難せらるゝ理由なしと存候。

□

△　△　△

一、婦人にも參政權を認めて可なるものと信ず。
但從來男子も政事に於ては婦人を度外視して居たし、婦人自らも政事を等閑の外に於て居たから、參政權を與ふるとせば政治教育を先行する必要あらん。

一、女教員が婦人協會に加入するは不可なしと信ず。

一、教員が直の政治運動をなすは弊あり宜しからず。
我國にては宗教信仰の自由を認められしと共に、教派以外の學校にて教師が布教的行動をなすは宜しからず。之と同じく教師は何れの政黨政派の父兄の子弟をも公平に教ふべきものなり。又父兄よりは公平なる教師と信ぜられねば教育行はれず況んや父兄に敵視せらるゝことをや。故に教師が政治運動に關與するは弊害ありと認む。

一、參政權の請願に記名調印が政治運動なるか否か法律に暗き予は判斷に迷ふが、請願には種々あり、或は禁酒の請願をなすこともあり、民法改正の請願もあらん、請願丈ならば運動と見なくて宜いかと思ふが。

□

熊本縣女子師範學校長　前田　愼治

拜復お尋ねのやうな問題に對しては、色々の前提や限定の下でなければ思ふ樣に意見を述べることは出來ませんが、折角のことですから唯漠然たる御答だけを致して置きます

一、目下は認めません。

一、新婦人協會の性質がまだよく分りません。

一、教員の職務が政治から影響を受ける以上は其の運動に關與することは決して悪いと思ひません。固より或制限の下に）

一、所謂政治運動とは認めません。

□

沖繩師範學校長　和田喜八郎

一、認めます。（先づ地方自治團體から）

一、女教員の意に任せたいと思ひます。

一、直接に政治運動に關係することは反對です。

一、參政權請願記名調印は政治運動と認めます。

治警五條第二項改正案貴族院否決

――第四十四議會治警五條改正の運動(下)――

市川房枝

貴族院廻付――上程

二月二十六日殆ど滿場一致を以て衆議院を通過した治安警察法中改正法律案は、直に貴族院に廻付され、三月一日の本會議に上程されました。

藤村男爵の『衆議院に於ける委員長報告の速記錄を見ると、婦人の結社加入も、婦人參政權も認めてゐるやうであるが、政府もこれを認めてゐるや否や』の質問に對し、床次内相『政府は本案は今日の時勢から見て適當と思惟するも他は認めず』と答へ後直に九名の委員に付托されました。

委員の氏名は左の通りであります。

伯爵中川久任氏(研究會)子爵五條爲巧氏(研究會)
男爵杉溪言長氏(公正會)男爵淸水資治氏(公正會)
川上　親晴氏(茶話會)　鎌田榮吉氏(交友俱樂部)
木場　貞長氏(研究會)　三宅　秀氏(同成會)
横山　章氏(研究會)

委員會行惱み

委員付托後、今日は委員會が開かれるか、今日は開かれるかと每日新聞を注意して居りましたが、來る日も來る日も見當りませんでした。多少の危惧が起らないでもありませんでしたが、政友會が主として提出し、政府が贊成してゐるから大丈夫だと、政友會側の人達からも内務省側の人達からも聞かされて居りましたので、安心して他の事務の方に沒頭して居りました。

かうしてゐる中、昇格問題の彈劾案上程の日治警

委員會開會の事が掲載され、翌日の新聞で

委員長　中川伯爵　副委員長　川上親晴氏

に決定の報を知りました。

次いで十四日の日曜に第二回の委員會が開會されると知りました。此日の模樣はどんなであつたか委員の何誰かを御訪づねして伺つてみやうと思つて居りました所、翌日の東京朝日はいち早く此日の樣樣を報じました。

所が川村警保局長の談として『殊によつたら握りつぶしになるかも知れぬ』とあり少からず驚かされました。

尙同じ此日松本君平氏からも書面で貴族院の形勢不隱の報を受取りました。

そこで早速了解を求むる爲めに委員を訪問する事にし、奥氏は先づこれが折衝の任にあたつて、貴族院に或は自宅に委員を訪問し初めました。而し形勢は何となく面白くありませんでしたし、奥氏は所用の爲めこの運動を續ける事が出來なくなつたので、十八九日からは私がこれに專らになり雜誌の方を全部放り出して委員訪問と出掛けました。

委員會可決

委員會の通過を計るには先づ委員長の了解を得る事が第一と考へましたので、中川伯爵を二度三度其の自邸に訪づね、私共の衷情をうつたへました。其の結果伯爵から問題については贊成な事及握りつぶしは欲しないから何とかかたをつけやうとの言質を得、且委員會の內情なども可成詳細に伺ふ事が出來問題のため多少の曙光を見出す事が出來るやうになりました。

それで此度は各委員に面會して其の贊成を求めました。衆議院議員及政友會員を通じて各委員の贊成を求むる事もいたしました。又熟知の貴族院議員にその旋斡をも依賴しました。

さうして二十三日迄に鎌田榮吉氏、川上親晴氏、横山章氏から贊成の言質を得る事が出來ました。

かうして二十四日の委員會の結果如何と待つて居りましたが、此日は重要委員會が開會されたゝめ、規定の委員の出席を得ず遂に流會に終りました。

あます所の會期はあと二日となりました。委員長の好意で二十五日にもう一度委員會を開く事になり

ましたので、明日こそはと、夕方から朝にかけ、賛成派委員の出席を懇願し、正午迄に川上、鎌田、横山、木場氏の言質を得る事が出來ましたので、先づこれて勝算が立ちやつと安心いたしました。而し途中てどういふ行違ひを生ずるかもはかり難いと、委員會の終るのを應接間て待つて居りましたが、四時頃鎌田氏から可決になりましたとの通知を得、同席の田島氏と共に手を拍つて喜び合ひました。

早速委員長初め賛成者數氏へ御禮と明日の本會議に於ての盡力とを懇願に廻りました。

此日の委員會に於ける出席者は委員長共七名て、賛成者は前記の諸氏の外五條子爵賛成され、反對者としては清水男爵一人との事てありました。

本會議否決

委員會て可決になつた治警案は、直に最終日てある翌日――二十六日の本會議て審議される事になりました。委員會さへ可決になれば大丈夫だと仰有つて下すつた方が可成りありましたが、どの派の幹部にも了解を得てない事が殊に公正會が反對てあるらしい事が氣掛りになりましたが、期日が切迫してゐてどうする事も出來ないので、多少の不安を感じながら本會議を傍聽にまゐりました。

此日の貴族院は最終日て殊に重要議案が山積されて居りましたので、治警の上程が段々おくれやつと六時頃議題に上されました。

先中川委員長の可決になつた簡單な報告がありました。これて直に第二讀會に移されるかと思つて居りますと、清水男爵が自席から本案には反對てあると演説を初められました。極めて低聲てよく聞きとれませんてしたが、大要は良妻賢母に反すといふ意らしく『鍋墨を塗るやうになる』といつた事が聞えました。

するとこれに對して鎌田榮吉氏は『私は本案に賛成てある』とて大に其の理由を述べられました。

阪本釤之助氏は政府のこれに對する意見はと問ひ小橋次官から賛成てありますとの答辯がありました。

此時更に藤村男爵は議長と呼んて起立し、『婦人に政治的自由を與ふるは我國古來の美風てある家族制度に反し、國體に悖るものてある。近時新らしき

女の政治的活動は苦々しき限りである。」
と反對意見を述べられました。

これに對して誰れか賛成演説を希望しましたが遂ひに發言する人なく、又動議を提出する人もないのて議長は第二讀會に移すべきや否や、賛成者の起立を求むと宣言されました。

見降せば左顧右眄して起立し兼ねる人々少からず起立者は數十名を算する許り。議長は遂に『少數てあります』と宣して、あはれ本案は否決の運命に陥つてしまひました。

否決の理由

衆議院を通過し、委員會を通過したものが、どうして否決に終つたか。それについて私はこんな感を抱いて居ります。

貴族院が衆議院に比し全體として著しく保守的てある事は、本案の否決に就いて一番根本的なるものてある事は疑ない所てあらうと存じますが、貴族院に對する私共の運動の下手て且足らなかつた事ゝ大きな原因てあつたと思ひます。

藤村男爵等の反對演説も、會期の切迫してゐた事も、政府政友會に對する反感のあらはれも、協會に對する反感も、決のとり方の惡かつた事も、女の問題といふ事に對しての躊躇等も、それ等はすべて小いものてあつたと思ひます。

したがつて次期の議會ては此點に注意し、此度こそは必勝を期して運動したいと思つて居ります。

□次號豫告

藤村清水兩男爵に對する反駁文

貴族院本會議に於ける藤村、清水兩氏の治警反對演説は、あまりに馬鹿々々しいものて、憤慨するよりもむしろ政治家としての同氏等のために惜しむ程てありますが、而し兎に角本會議の席上て、公正會の幹部としての演説てありますので、一應其の蒙を啓く必要があると思ひます。

それて次號に於て演説の全文を掲げ、二三名の婦人の方に御願して反駁文を掲載する事にいたします。どんなに馬鹿々々しいものかお讀み下さい。

實社會

慘酷な不倫な夫

西　恭子

去年の春暖い五月の末、都を離る三百餘里の遠地から幼き六歳を頭に三人の子女を連れて、胸に悲愴の感を抱きながらはるばる船の旅汽車の旅をつゞけて上京したといふ、私の過去數年の家庭生活にもいひしれぬ涙の歷史がありますのに、それから約九ケ月を經た去る二月の十四日、私は突然家庭婦人である友達からこんな電報をうけとりました。『十五ヒウエノヘツタキミヲタヨル』發信者名は〇〇としてありました。私は直覺しました。『とうとう逃れ得たか』と、同時に何とも例へやうのない涙がはら〱と落ちるのでした。

これには又私より以上に悲愴な、血と涙で綴るやうな過去を持つて居らるゝのですが、お話をしてもかいても一寸は信じかねるほどお氣の毒な數々なんです。やつぱりこれも家庭内に事實あつた悲慘事で、社會からはあまり見られませんし、又注意されて居ないことなんです。その事實を少し書きませう。それは遠き某地官廳所在地の官舍に私が生活して居りました時、その方は向隣りの官舍に居られたのです。向側であつたといふ故も御座いませうが、何となくよく話の合ふ點もあり、外に十二月ある官舍のうちでは一番親しくして頂いて居りました。長い間にはお互に似通つたやうな胸にあまる苦しみや惱みをもつてゐる點から、弱きものゝ訴へる所もない故にいつしらず話題はそれにと向いてゆくのでした。それはつまり夫から受ける堪え得がたき屈辱の數々や、それをどうして逃れたらよいかといふやうなことでした。案々官舍に住む位のものはいかに東京を去る遠隔の地とはいへ、男子は少くも中等以上の教育あるものにちがひなく、その夫人とした所でそれ相應多少の教育はうけて居るはづです。それ等が營む家庭つまり官吏の家庭内がかくまで腐敗してゐるかと思へば、その當時を追想してさへも寒氣がするやうに思はれます。これもその一例であります。

ある日のことそれは恐ろしい嵐の夜八時過でした。大抵の人はとても外に出られない位、外は吹いたり降つたりして居りました。その時突然勝手口から聲をかける人があります。見れば頭からすつぽりと毛布をかぶつて居りました。風のために傘はさせない筈でせう。出て見ればその奧さんです。

『すみませんがお宅にお酒の買置が御座いましたら、明日まで一升ばかり貸して頂けませんでせうか。もしなければこれから買ひにゆかなければなりませんの』

仰つしやるお聲のふるえて居るので、すぐと又何か出來事のあつたことを悟りました。その時は又天祐とでも申しませうか、丁度一升詰の瓶がありましたのですぐそれをさしあげ、何もその折には何はずに別れました。何となく人事とも思はれず、その夜はいろ〱と想像してどうか無事で濟んで呉れゝばよいがと氣をもんで居りました。その翌朝御主人が御出勤になつた時刻を計つて訪ねて見ますと、奧さんはいつもよりけよほど沈んだ面持で、それでも私の訪問を大層うれしさうに迎へてくれました。私は昨夜何事かあつたにちがひないと直覺しないでは居られませんでした。ゆる〱伺つて見ればやつぱりさうでした。案より我儘短氣な御主人はいつも外から歸れば洋服を着換へる間も待つことが出來ず、すぐに食卓について同時に暖かいものが口に入らなければ直ちに、機嫌を損じて亂暴を働くくせがあるさうで、その日も何やら役所内に會議あり、遲れて七時過歸宅せられ、例の如く外套を脫ぐや脫がずに食卓につかれたが、生憎汁物が冷えて居たので今三分まつて下さいと奧さんが申しましたがそれが待てないのと、一つには今日の役所に於ける何かしら不滿とが手傳つて、いきなり食卓を蹴り上げた所が上のものは散亂と飛散つたさうです。その勢にて一つぱい入つてゐる御飯のおひつをいきなり投げつけたので御飯は所構はずこぼれ、おひつはまが

つてしまつたさうです。それで治まればまづよいとしてもそれでは氣がすまず、奥様のからだを氣の靜まる迄ぶちつゞけなければ置かないのがいつもの癖です。奥様は平素から追ひかけられるとすぐ便所内へかくれることとしてゐられたさうで、その折もそれと樣子を見てすぐ便所内へ逃げて中からしつかりと戸をおさへてゐたとか、さうすると外の方から戸をどん／＼しばらく叩いてゐましたが、折よく玄關へ來訪者かあつたので無事であつたが、後から見れば庖刀にて叩いたと見へて戸にはその跡がついてゐたさうです。それから來訪者と共に酒を飲むといふので、その夜雨をおかして私の家へ酒を借りに來られたのです。十一時過まで飲んで居たが客の歸るや否や外出して行つたさうです。その出てゆく時、

「今晩俺の床は應接間へとつておけッー」

とどなりつけていつたさうですが、もうかれこれ一時を過ぐるころ歸つて來て、靜かに玄關からすぐ應接間へ入つて寢についたらしい樣子なので、ほつと安心して居たはよいが翌朝になつて誰やら靜かに出て行くらしい氣配がするので、透して見ればたしかに女であることがわかつたとのお話でした。

　こんな亂暴は決してまれでなくむしろ何時もとでもいひたい位で、いつぞやも些かのことから奥様をぶちつゞけ、しまひには髮をつかんで勝手口にひきづりゆき、刺身庖刀にて奥様の髮を根元よりぶつりと切り落したとかで、その時奥様は私に決して噓では御座いませんこの通りですと束髮のつけ髷をとりはづして見せました。その外身體はいつもぶち色になつてゐるさうです。

　しかしそれよりも恐ろしいことは例の花柳病の家庭内輸入です。一夜でも決して家庭にのみ居られない御主人はやはりその病人で、一ヶ月に一度か三ヶ月に一度はきつと、その爲めに非常に苦しみながら一週間位は大騒ぎをして病床に就きます。それでも御自身苦しむだけならこれも因果とでも申しませうが、同病を奥様が病まずに濟むわけは御座いません。もつとよほど以前より奥様もそのために足は關接炎とかで足を曲げて三十分と坐ることが出來ず、横に出して居られますし、眼の方もどちらか一方の眼はもはや役には立たないと申されました。その他にも他人のはかりしられぬ數々のことがありますとの御話でした。もう何と申してよろしいやら無視、蹂躪、侮辱、奴隷どの言葉で表してよろしいやら私にはわかりませんでした。いくら何と申しましても私共女同志で相談いたしましても格別の名案もなく、たゞ涙に暮れては泣寢入りの仕末でした。元より私共はこんな場合のことを考へて教育は受けませんでした。その奥樣も高等女學校卒業後は美術學校にも入つて勉強したのでしたが、これまでに年數も經過して居りその上修得した主なる學科の中、まづ自信のあるものといへば裁縫生花とか盆石とかいふやうなものゝみで、それも家庭的に廣く淺く學んで居りますし、その上今となつて見れば子供といふ負擔のある上に、こんなに身體は不具になつて見ればこの家を出たとしても、さし當り明日からどうして生活しやうと泣いて居られました。その後事情のために私が上京することゝなつてお別れしましたが、一年も立たぬうちにかうして又その奥さんから突然電報を受けとつたのでした。電文通りの時刻に上野驛へ行つて見ましたら、都合で一つ前の急行で來たとのことでしたが思つたよりも元氣なられしさに堪へられない御樣子で、

「とう／＼參りましたこれからのことを考へると心配ですが、それでも何となしにうれしいです氣がせい／＼するやうで」

と話して居られました。これまでも幾度か逃れかけたのでしたが、平素はかく迄慘酷に取扱ひながらも、やつぱり便利のためにか直ちに引返されたりして居りました。親や親戚に話しても結局はその家に我慢してゐるやうにとのことで、眞から同情をもつてくれないとかで、現在も實は市内に堂々たる御兩親及御親戚がありながら、そこへ行けばすぐにも主人の所へ歸るやうにいはれるからとのことで、間借りをして今後のことを色々考へて居られます。

海内　婦人界

■愛國婦人會の新事業　大きな團體を率ひ多くの財源を持ち乍ら軍人遺族の救護と癈兵の救濟より外何もなし得なかつた愛國婦人會も新に下田會長を迎へ內部の交迭があつてからは俄に活氣附き此程も改革方針を發表した。其によると內務省贊助の下に、唐澤醫學博士を主任として兒童健康相談所を早川糸子氏を主任として婦人職業紹介所を置いて大いに社會事業に盡すと同時に各支部をも自治的に自發的に此方面に活動する樣に努めるよし今度こそ有名有實になつて欲しいものだ。

■神戶稅關の女監吏　神戶稅關監視部では今度婦人檢査專門の目的で女監吏を採用することとなつて、募集した處應募者四十名に達した。大抵は女學校卒業者で年齡は廿歲から四十歲迄で有夫者が多い。同部では査定の上取敢ず五名丈採用したが更に廿名ばかり採用する意嚮であるとか因に俸給は初任卅圓より五十圓まで、勤務時間は午前九時より午後四時までのよし。

■親和高女生同盟休校　神戶私立親和高等女學校に於ては去る二月十一日紀元節に、八百の生徒大倉山に集合し何事か協議してゐたが翌十二日一同登校しない。原因は校長が突然三教師を馘首したのにあるとか。生徒側の態度も仲々强硬で一時大分問題も過んだが有吉知事の盡力で漸く無事に解決がついたらしい。

■女子學習院學制改革　時代の趨運につれそれに適當すべく女子學習院も此四月の新學期から學制を改正されることになつた。今迄の小學科中學科の區別を撤廢し二つを合せて本科と改め此を前期四年中期四年後期三年三階段に分ち更に本科の上に二ケ年の高等科を設け法制經濟心理社會學等の自由科目を新に加へるよし。

■改良童服宣傳　生活改善同盟會では十九日お茶の水博物館別館講演室で兒童服裝改善宣傳のため兒童生活と服裝問題を活動寫眞に仕組で一般に宣傳し好結果を得た猶同會は改良兒童服を實費分配した處午前中五百組ばかり賣れたといふ事である。

■家事改良會創設　小星園子松隈利子倉田花子岡部キミ子氏等發起して家事改良の研究普及を目的とする家事改良會を創設し五日星製藥會社階上で幹事會を開いた。市社會局の林かつ子、梶塚要子府兒童保護員殿村文野子益田邦和子松島滿子福原敏子各氏等出席され展覽會開催、研究所の設立、機關雜誌發行等の諸事項について協議された。

■婦互扶助會設　法學博士松崎藏之助氏寡夫人悅子刀自發起となつて寡夫人の共濟的の會を起し「婦互扶助會」と稱へ、階級の如何を問はず、廣く天下の寡夫人を會員とし、精神的にも物質的にも相慰め相助け、母として女主としての重任を全し得る樣努める筈であるとか。

■工女の產前產後の休養　煙草專賣局に於ては從來女子產前產後の休養六週間なりしを四月一日から產前六週間產後六週間に改め、其間日給の半額を給與することとした。

■內務省社會局の調査　內務省市社會局に於ては先般鐘ケ淵紡績會社外十五會社の女工二千五百名に對して、給料の高、月經時の勞働、出產の休養、夜業、工場の設備、待遇等に對する希望等について回答を求めた處勞働時間は最長が十三時間最短が八時間で十時間といふのが一番多かつた。猶給してくれとか月經時に仕事を輕減してくれといふ希望は大分あつた由。

■十四歲未滿女夜勤廢止　東京市電話局では去る三月一日から十四歲未滿者の夜業を廢止した此は國際勞働條約の精神に鑑み同時に婦人問題の立場から考へられたものである。

■黑田女史渡英　東京女子高等師範學校教授黑田ちか子は二年間の豫定で英國に留學を命ぜられ去十八日佐渡丸で出發された。（S・H）

海外婦人界

■國際聯盟會議に於ける婦人委員　博士クリスティン・ボニーヴィ女史は、昨年一月國際聯盟會議に諾威の代表委員の一人として出席した。女史は一八七二年に生れ大學に入つて初め植物學を專攻し、一九〇六年に哲學博士の稱號を得、一九一二年に此國で婦人として最初で唯一人の――それは不幸にも――現在に於ても大學教授となつたのである。早くより政治生活に興味を持ちその廣汎にして透徹せる識見によつて多くの稱讃を博し、諾威に於ける代表的婦人となつてゐた。一九一一年ストックホルムに開かれた國際婦人參政權聯合總會に諾威の公認代表者として出席した事もある。女史はまた一方專門の植物學に於ては、遺傳問題を研究して學界に價値ある貢獻をなしてゐる。

■フランダースに於ける婦人參政權運動　ベルジュームに於けるフランダース婦人は新たに制定された憲法が、二十一歳以上の男子に選擧權を與へたのに、婦人は種々の代議團體の委員となる權利を得たのみで國會議員の選擧權は與へられなかつたので彼等は大いに不滿を抱き、婦人參政權反對論者を攻擊すると同時に、近國の婦人達の如き堅固なる婦人參政權運動の團體のなかつた事がこの失敗の原因であると自ら認めた彼等は、次の憲法修正に於て今回の如き差別的取扱ひを受けるやうな事のないやうに、直ちに運動に取り掛らねばならない事を痛感し、一つの强固なフランダース婦人參政權組合を造らうとこれが宣傳運動に着手した。

■最初の婦人內閣員　昨年十二月十七日のロンドンタイムス紙の報道によれば、バンクーバー選出議員なるラルフ・スミス夫人は、今回加奈陀政廳に於ける一閣員――多分文部大臣――に任命さるべく期待されてゐるとの事である。夫人の亡き夫は勞働黨員として閣員に列した事がある。夫人は夫の死後三年にして亡夫の選擧區より選出され、最近に再選せられた時には反對候補者を凌ぐこと四千票であつた。

■加奈陀の四婦人議員　ロバート・マカダムス女史はオンタリオ州のサーニアに生れた。大戰起るや、一九一五年英國に渡りオーピンの戰時病院に働き、次いで第一線の現狀を本國に報告すべく佛國に派遣された四代表者の一人となつた事がある。彼女はロバート・ピーアスン氏と同じく軍人の代表者として選ばれたので、選擧區を有せずまた何等の政治團體との關係なしにアルベルタ州議員に當選した。

文部大臣に擬せられてゐるラルフ・スミス夫人は、英國デヴオレに生れ一八八三年に結婚して五人の子の母となつた。彼女は今獨立黨員である。

ルイズ・マツキンニー夫人は、アルベルタ州に生れオンタリオで教育され父は愛蘭人である。彼女の夫は農夫で一人の子供を持つてゐる。彼女はカナダの州議員に選出された最初の婦人である。彼女はアルベルタ州の反政黨聯盟黨員に援護されてゐる。

アーサー・ロージャース夫人はマントーバ州の立法議會の一員である。彼女は同州に生れ政治上では自由黨に籍を置いてゐる。彼女は三人の娘と一人の男の子の母である彼女の戰時中に於ける愛國的活動は素晴らしいものがあつた。

（S・fI）

創作

ノック

大橋房子

その日私は病苦をおして急ぎの賴れ物を書いたので、輕い夕食をすまして床に歸ると、兩方の肩を釘てゞも打ち拔かれたやうにげつそりと疲れてゐた。本を讀むのも懶かつたので、私は暫らく、細長くなつた蒼白い手を黑天鵞絨の夜具の衿の上にのたくらしてみたり、枕の下から小さい懷中鏡を出してぢつと潤んだ自分の眼に見入つたりしてゐたが、やがてそれにも厭きると、今度は床の間一杯に置き並べた美しい洋書の裝幀をいち〳〵見比べて見た。汗ばんだ發熱後の力ない身體が、そのまゝふうわりと夢の世界にでも浮いて行くやうな氣がした。

かけ離れて庭に突き出た八疊の座敷に一人横つてゐると、遮るもののない武藏野の柔い土を傳つて、玉川電車の響きが時々ゴオッと背中を痺れさせる。山の手線の汽笛がかすかに寂しくあとをひく。その間々には寒空に放つ犬の遠吠が、兇事の來襲を喚きたてるやうに乾からびて聞える。尖つた私の耳にはそれら

の音のひとつ〳〵が、暗路を疾走して近づいて來る自動車の燈火を思はせた。

　廊下のはての兄の書齋からは、客を相手にトランプをしてゐるのであらう、はずんだ談笑の合間々々に、カードをきる音が、降り初めた雨のトタン屋根を突く響きのやうに、さえて氣持よく聞えて來る。しかし病苦に弱められた私の胸には、間歇的な音の凡てが四邊の寂寥を强めるやうに思はれた。

　その頃私は氣の合つた兄とたつた二人、人のいゝ婆やに身の邊りの世話を賴んで、武藏野の中に新しく建てられた一軒屋に、のんきな、氣儘な、開けつ放しな生活をしてゐた。ほんたうにそれは文字通り開けつ放しな家であつた。庭――と云つても漆黑な土が平らにのべられてゐるといふだけて目隱しになる木一本ない空地が、またげば乘り越せさうに低い、まばらな生垣て、からつとした周圍の野原から劃はれてゐるだけてあつた。それ故半丁も離れた道を曲つて近づいて來る人の姿が家の中に座つてゐてはつきり見えもする代り、道を通る人の眼にもがらんとした家の中の私達の動靜まで見透しにせられるのてあつた。

　その夜私の所には私の好きな叔父さんが訪ねて來る事になつてゐた。床の中て何にもする氣になれなかつたのも、屋外の物音に耳を欹てゝゐたのも、半分以上はその爲だつた。私は一刻も早く明るい叔父さんの笑顏に、沈滯した病床の魔氣を一掃してもらひたかつたのだ。私は原の向うに止つた自動車の窓の明るみに叔父さんの顏を見た。運轉手にお土產を持たして近づいて來る足音を耳にした。しかし豫想は裏切られた。門は開かれなかつた。私は失意の心を驅つて、新たにずつと離れた夜の闇の中に自動車の暗影を模索し初めた。それは板を辷り、凹地をすくつて近づいて來る。…………

「コツ、コツ、コツ…………」

　ふと私は枕元に輕いノックを聞いた。

「コツ、コツ、コツ…………」

まさしくそれは戸袋に隣した一枚を叩く音だ。私の眼には聲を忍んて笑つてゐるミスチヴアスな叔父さ

んの顔が生き〳〵と浮き出て來た。

「イエス！」

寢床から這ひ出しながら答へた自分の聲が、今までの苦しげな咳を裏切るやうに澄んで甘く流れ出たのが自分にも意外に響いた。やがて開展せられるシーンの期待に息を殺しながら、震へる手に力を籠めて戸を開けた私は、板を押すやうに迫つて來る黑い冷氣にぞうつと身震ひした。蒼白い電光が眼下の土を四角に區切つて、其處に私の影法師をくつきりと色濃く浮き出さしてゐる。思ひなしか、重い夜の帷りを一ゆすりさし搖して身を消した何者かゞあつたやうな氣もしたが、それが私の期待してゐた輝しい歡喜の羽ばたきだとはどうしても思へなかつた。裏切られた期待はやがてかすかな怖れと不安とを呼び起した。私は急に顏の筋肉を硬直させて、キッと戸袋の蔭を透し見た。しかし濃い夜蔭は徒らに大きく見開かれた私の眼を盲にした。ふと私は小さな白い紙片が足元の濡椽に張り着いてゐるに氣がついた。私は素早くそれを拾ひ上げて、今一渡り鋭く其處を見廻すと、周章てピチャリと戸を閉めてしまつた。

それは紙取りやの女學生でも用ひさうな薄綠の安物の横封筒だつた。中質の厚さにもれ上つてゐる表面には當名も差出人の名も書いてない。そうつと手の上に乘せて、半ば好奇的に、半ばは薄氣味惡さうに内容を窺つてゐた私は、やがて亂暴に封を切つて、洋罫紙に細く書きつらねたくだ〳〵しい文章を飛ぶやうに讀み終ると、寢卷の上にマントを羽織つて、暗い、光つた廊下を兄の部屋へと急いで行つた。

「面白いものを見せてあげませうか。」

私は身をこゞめて障子の硝子越しに室内を覗いた。煙草の烟りのもやつとこもつた半透明の氣の中に、客人の後姿が座つた影法師のやうにくつきりと黑く浮んでゐる。火鉢を越してすぐその向うから透すやうに私を見てゐるこゝろもち突き出した兄の顏が、低く下した電燈の強い光線を受けて、てら〳〵と赧く光つてゐる。

「寒いからこつちにお入んなさい。」
ほろ酔ひ加減の兄が充血した眼にやさしい微笑を堪へながらコーディアルに私を招いた。ほのかに酒氣の香る蒸れたやうに汗ばんだ室内の空氣の中に突つ立つた私は、振り向いた客人の眼には見向きもせず、煙草や菓子器やトランプなどの亂雜に取り散らされた疊の上に薄緑の封筒を投げ出した。
「なアに？」
「今ね、枕元の戸をノックしてそれを置いてつた人があるの。まア、面白いから讀んでごらんなさい。」
兄はキユーリアスな笑顔をしてそれを拾ひ上げると、殊更に節をつけて讀み初めた。
「……突然こんな手紙を差し上げて貴女はさぞ吃驚なさるでせう。けれどこれには深い〳〵事情があるのですから、暫時の間私の失禮をお許し下さい。お面會してお話しさへすれば成程とお思ひなさる事もあるでせうから。ネー、貴女よ……ときた。アハヽヽ。」
三人は待ちかねたやうに哄笑した。
「思ひ出づれば早や三ケ月が昔、霜月半ばのある夕暮、……それからの僕の胸には云ひ難いあるものが宿つてゐるのです。秋月の寂寥な野を眺めて、淋しい遣瀨なさにほろ〳〵と涙こぼす夕が續きました。それで只今思ひあまつて、全身の勇氣を出して、失禮をも顧ず一筆申し上げる次第です……。」
感傷的な言葉はとめどもなく續いて行く。『秋陰』と記した假名の後には、明朝十時から十一時迄の間に二つ先の玉川電車の停留場まで來てくれと書き添へてあつた。
「僕、ラヴレターつてもの見たの初めてだア。」
客人は物珍しさうに紙切を取り上げた。
「私だつてこんなのを貰つたのは初めてですわ。ずゐぶん大膽な人ねえ。」
投げるやうにかう云ふと、私は笑聲と昂奮との熱い渦卷を殘したまゝ、思ひ出したやうに病人らしく自

分の寢床に歸つて行つた。一人になつてみると今まで抑へられてゐた感情が狂ほしく煮えくりかへつて來る。私の眼には新しい文學書を抱へた青年の思ひに惱んだ蒼顔がぼんやり浮んで來た。しかしその顔には何等の現實的な輪廓もディテイルもなかつた。私は自分の全然知らぬ間にさうした惱みを他人に與へてゐたのが恐しくもあり又嬉しくもあつた。私はその見知らぬ青年をどうしても憎む事が出來なかつた。そればかりでなく私はその青年に對してぼんやりした好感をさへ持ち初めてゐた。私は埃の深い電車道にションボリと佇んでゐる青年――といふよりは少年の姿を思ひ浮べた。期待と不安と怖れとにわく／＼してゐる小心な少年の前に降り立つた自分、低頭れた少年を年上の女らしく見下しながら無邪氣に澄んだ會話を吹きかける自分を想像すると、私は病氣の爲に此の興味のある挿話的場面を作る事の出來ないのがぢれつたいやうな氣がした。

ふと私はかすかな物音を耳にしたと思つた。氣のせいかそれは戶の外に忍び寄る足音のやうに聞えた。それと同時に今迄甘く見えてゐた對象の青年が、俄かに恐しい惡漢のやうに思はれて來た。私は思はずも夜具をかぶつて身を縮めた。

『ねえ、みいちやん、明日行つてみない？』

談笑のはずみが急に止つたと思つたら、兄が昂奮した調子で私の部屋に飛び込んで來た。

『いつたいどんな奴だか突き止めてやらうぢやないか。みいちやんが行けば僕が後からついてつてあげらア。そして相手が何か云やがつたらいざつて時にア飛び出してつて、此處ぢや話しが出來ないから一寸警察まで來いつて引つ捆へてやるんだ。』

兄の顏には險惡な敵意の色が漲つてゐた。

『でも、家を知つてるからにア、僕の顏を知つてるかもしれないね。なまじい向うが警戒して芝居が打てなくなるとつまんないから。いつそコマチャンに行つてもらつた方がいゝかもしれないね。』

兄は炬燵の上に腰かけて、まともに私の寢顏を見下しながら矢次早に云ひ續ける。

「えゝ、コマチャンなら小さくつて眼の中に入つちまふからね。ホゝゝゝ。」

コマチャンといふのはお客に來てゐる青年の事である。地方の實業家の息子で詩人なのださうだけれど、ついぞ作つた詩を見せた事がない。でも髮を伸して、鼈甲の眼鏡をかけて、夜晝とつちがへた生活をしてゐる所だけは少うし藝術家らしい氣もする。その詩人といふのが、女にしても少し貧弱すぎるほど何處から何處まで奇形的に小さく、華奢に出來てゐるのだ。ところが身體に似合はず氣が強くて意地つ張りだもので、時々飲めもしない酒を無茶にあふつては、醉ふと定つて小間物店を擴げるのだ。そんな事が度重る中に、口の惡い私達は此の詩人にコマチャンといふニックネームをつけてしまつた。

「だけど大勢グルになつてかゝつて來た時にコマチャンだけぢや危いよ。ことによると、彼奴女のくせに洋服なんか着て生意氣だつていふんで、大勢で待ちぶせしてゐて、電車から降りた所をワアッて囃したてるつもりかもしれないからね。」

「まさか、そんな事ないと思ふわ。あたしね、きつとまだ初心な中學生か文學青年だらうと思ふのよ。」

「文學青年ならちつと假名使ひでも氣をつけるがいゝや。」

「だつて文章はなか／＼巧いぢやないの。」

「なんだ、明治三十年代の美文集からでも引つぱり出して來たやうな事書きアがつて。」

「まア、口の惡い！ とにかくあたしの想像してゐるやうな人だとすると、そんなに苛めたり傷けたりするのは可哀想だと思ふの。だからあたし巧く家に作れて來てしまふわ。そしてお菓子でも食べさせて、本でも見せてやつてお友達にならうと思ふの。よし所謂不良少年だとしてもいゝぢやありませんか。」

「こつちが立派な不良少女だからね。」

「あら、ひどい！」

「ぢや、とにかく僕は家で待つてる事にして、コマチャンに行つてもらはうね。」

さう定ると兄は飛ぶやうにして客の居る部屋に歸つて行つた。いつもは極端に心配性で少し私がいやな顏色でもしてゐると直ぐ無理やりに寢かしてしまふ兄が、數日來の執拗な咳の事などは忘れたやうに私をこのアドヴェンチュアに送り出さうとしてゐるのが、私にはをかしくてならなかつた。いつたい私の兄といふのはずゐぶん變つた人間だつた。まだ三十には間があるといふ年頃なのに、まるで若隱居のやうに妙に悟つた棄鉢な生活をしてゐた。朝一二時間何かを教へに出て行くが、道草もせずに家に歸つて來ると、いやにじみな大島の着物なんか着こんで、机の前にゆつたりと胡座をかきながら、硝子越しに郊外の原野を眺めてスパリ〳〵といかにも優長に、老人らしく煙草を吹かしてゐる。寢轉んで本を讀んでゐるかと思ふと、夜中過まで一人でトランプをパチつかせてゐる事もある。機嫌のいゝ酒を飮んでとろけさうな顏をしてゐたと思ふと、翌日は妙に氣むづかしくなつて、盛んにペシミズムやニヒリズムを振り廻す。その朝も丁度氣むづかしい顏をして、スチルネルの厭世思想がどうのかうのと云ひながら、哲學書を澤山引つ張り出して、そのくせ身に沁みて讀みもせず机の上に置き並べてゐたのであつたが、そんな時によく飮む酒の廻りかけた所へ、此の思ひがけない事件が起つて來たので、洗つたやうに上機嫌な顏をして、今はたゞその事で頭が一杯になつてゐるらしかつた。

「おやすみなさい。あたし寢坊すると大變だから、早く歸つて寢よう。」

詩人は部屋の前を通りがゝりにかう聲をかけて、珍しく十二時前に歸つて行つた。

翌朝九時過に床を離れて、猫板の上にのせた置鏡を覗きながら頭に鏝をかけてゐる所へ、唐紙を開けてによつきり出て來た兄は、昨夜とは打つて變つた元氣のない、つまらなさうな顏をしてゐた。

「みいちやん、今日よさない？」

「えゝ、よしてもいゝわ。頭もフラ〳〵するし……」

「その方がいゝ。寢んねしてらつしやい。」
から命令的に云はれると、私は少うし行かないでゐるのが惜しくなつた。
「でも、コマチャンに氣の毒ぢやない？」
「あゝ、先生のことだからきつと正直に早く起きて出掛けて行くんだらうよ。なアにかまふもんか。そのうちやつて來るだらう。」
「だけど、何だか小說になりさうな事件ね。書いてみようかしら。」
「そいつア面白い。」
「ノックつてちよつといゝ題でせう？」
「あゝ。しかし小說に書くとすると、一番莫迦な役（ロール）に廻されるのはコマチャンだね。ハヽヽヽ。」
兄は又思ひ出したやうに元氣な顏をして、心から愉快さうに笑つた。

――一九二一・三・九――

戯曲

政談演説會（一幕）

石丸喜世子

人物

大山正治　醫學専門學校學生。二十三才。
大山菊子　二十一才。正治の妹。
大山敏造　十三才。菊子の弟。小學生。
齋藤良夫　十八才。正治等の從弟。
田中利助　五十才。正治の親戚。村の名望家。
巡査　可なり無自覺の方。
會の世話人　（役場の書記）四十歳。
村の老人　五十五六歳。
下足番

場所

名古屋の郊外。村の公會堂。（政談演説會場）

時

明治四十年頃。八月末。夕方。

舞臺

公會堂（政談演説會場）の玄關。

正面に公會堂の大きな玄關があつて、突きあたりは硝子戸。軒にうす暗い電燈が灯つてゐる。玄關先に「内閣彈劾軍備縮小大演説會々場」と筆太に書かれた立て札が掲げてある。玄關の兩側の硝子窓には人の影がうつつてゐて會の盛大なことを思はせる。前面兩側には青桐の葉が茂つてゐて夕風にザワ／＼と音を立てゝゐる。

玄關の左隅に藁草履がうづ高くもつてある。
幕あけば左手に下足番が踞んで居り、右手の椅子の前に巡査が立つてゐる。
そこへ正治兄弟と從弟の良夫の四人づれがいそ〳〵と入つてくる。

正　治。（つか〳〵と巡査の前へ進み）もう遲いてせうか？

（菊子、外二人は下足番の方へいつて草履にはきかへ、上にあがる）

巡　査。いや、もう二人ばかりすんだが、まだ最中てす。

正　治。さうてすか。（下足番の方へ來て下駄をぬぐ）

巡　査。ああ、いけませんよ。浪花節は昨日てすんだんてすよ。

（皆、誰のことかわからぬといふ風でずん〳〵入る。）

巡　査。いけないつていふのに——女や子供は入つちやいけません。

正　治。どうしててすか？ どうしていけないんてすか。（間）滿員だとてもいふんてすか。

巡　査。（うるささうに）まだ滿員ぢやないが、女や子供は入れません。

（菊子や弟が下駄をはいて下におりる。良夫もつゞく。）

正　治。なぜてすか？ 子供といつたつて泣き騷ぐ子供てもあるまいし——。

巡　査。規則だから仕方ありません。どうしてもだめてす。（斷定的にいふ。）

（菊子等三人は不平さうに玄關先から可なり離れる。）

正　治。（やや靜かになつて、）さうてすか。どういふわけだらう。馬鹿々々しいな。（つぶやきながら三人にいふ。）ぢや歸るか？ （下足番にあづけた下駄をひつかけ、巡査の横の方に來て、まだ思ひ切れないやうに、）僕だけぢや仕樣がないから歸りますけれど、あんまり不合理ぢやないてすか。（間）僕は軍備縮少には、非常に同感してるんてす。是非、この演說が聞きたいんてす。

巡　査。それなら、聞いたらいゝてせう。あなたは入れるんてすから——。

正治。でも僕だけては——（菊子に向ひ、）さうだらう、（間）菊子！　お前も聞きたいんだらう？

菊子。（近よつてくる）え、無論聞きたいんてす。私は、軍備縮少よりも戰爭のない國にしないんてす。

巡査。（冷靜に）そんな理屈をこてていつたつて仕樣がない。とにかく女と子供は入れないんてす。

正治。馬鹿々々しいな。

菊子。一體どうしたつていふてせう。なぜそんな規則があるてせう。

良夫。なぜ開けないてせう？

正治。本當に馬鹿げてるな。（間）腹が立つから歸るか、（皆のところへ近よつて來る）

敬造。子供がいけなけりあ、僕一人歸るよ、どうせ僕はきいてもわからないんだから。（間）だけれど姉さんはいゝてせう。女學校も卒業したんだもの——折角來たんだから——。

菊子。（つぶやくやうに）でも開けないんだもの。

正治。（また巡査の前に進み）一體規則といふのは、どんな規則てすか？

巡査。さあ、それははつきり知らんが、（間）とにかく、女や子供は入れちやいけないと、それだけはいはれてるんてす。

正治。そんなわからんことがありますか。子供はまだいいとしても女が入れないつてどういふわけてすか。女だつて、見る目も、聞く耳も持つてますよ。なぜ惡いんてすか？

正治の親戚の老人、田中利助登場。

正治。（利助に近より）おゝ、をぢさん！

利助。皆、來て居たのか、なぜそんなとこに立つてるのぢや。

正治。女や子供が入れないつていふもんだから今、議論してゐたんてす。

利助。うむ、さうか。（間）何てそんなことをいふかな。一つわしの顏て賴んてやらう。（巡査の前に行き）

これは、わしの親戚のものだが、折角、やつて來たんだから、一つわしの顏で入れておくれ。わしに免じて聞かしてやつとくれ。

巡　査。（靜かに）外の會ならともかく、今日のは政談演說會ですから、誰人の顏でもどうすることも出來ません。規則があるんですから――。

利　助。さうか。（間）規則にあるのか。（正治の方へ來て、）一寸待つておくれ。世話人に話して見るから――。

（玄關から上り介場に入る。やがて世話人と二人で出てくる。）

利　助。君一つ賴む。これだけの人間だが、入れてくれんか。おれの親戚のものだが――。

世話人。はあ、（あたりを見て）その娘さんと坊ちやんはいけないが、そちらの方はいいてせう。

利　助。どうしてあの娘はいけないんだ。もう女學校を卒業してからよつぽどになるが――。

世話人。それがてす。女は入れないことになつてるんてす。規則にあるんてすから――。

利　助。さうか。どんな規則だ？

（正治、菊子、知らず〳〵近よつて來る。）

世話人。治安警察法第五條に「女子及未成年者は公衆を會同する政談集會に會同し若くは其發起人たることを得ず」とあるのてす。――だからどうも仕方がないんてす。

利　助。さうか。でも、おれの若い頃は女が、政談演說をやつてをつたが――。

世話人。ええ、ずつと前はよかつたんてす。其後に今の規則が出來たんてす。

利　助。さうか。仕方がないなあ。

正　治。なぜまたそんな規則をこしらへたてせう。女子が演說の出來ないのは未だいいとしても、どうして、聞くことまでが惡いてせう。

利　助。ここてそんなことといつても始まらん。（間）正治と良夫と入つたらどうだ？

（利助と世話人が中へ入つてしまふ。）

正　治。菊子！　どうする。お前たちは歸るか？

菊　子。ええ、仕方ありません。（間）だけれど隨分女は馬鹿にされてゐますわね。女は子供と同じ取扱ひなんですもの。（間）女はいつになつたら頭が上るんだらう！　（間）いいわ、私たちは二人でかへるから――。

正　治。うむ、（考へるやうにして）それぢや、二人分聞いて歸るよ。今日は大事な演説だからな。（間）それぢや、一寸聞いて來る。ぢきかへるからね。（正治と良夫とが中へ入る。）

菊　子。（敬造をかへりみ乍ら）とう〱私たちだけ殘されたね。（間）敬ちやんはもうぢき大きくなるから、二十才にさへなつたら聞かれるけれど、私など一生聞かれないのだもの。（つぶやき乍ら歸る。）

（巡査、ぼんやりと腰をかけてゐる。そこへ田舍の老人登場。）

老　人。（巡査の前に來て丁寧に辭儀し、）もう遲うございますか。

巡　査。いや、もう半分はすんだけれど――。

老　人。（更に頭をさげ）さようですか。實は今日は役場から聞きに來いといふことで御座りましたけれど、私はよんどころない用事で、朝から親戚へいつて居りまして、今歸つて來ましたところで、こんなに遲くなりまして――まことに申わけ御座りません。（また頭をさげる。）

巡　査。いや、まだあるんです。早くお入りなさい。そこに下足番がゐますから草履とはきかへて――。

老　人。（頭をさげ）はい左樣で御座りますか。（下足番の方へ行く。）

（幕）

本部通信

會務部より

二月の會計報告

（二月から會務部と出版部と會計を全然分つことにしましたので雜誌の會計はこの中には含みません。一寸お斷りして置きます。）

△收入之部

收入總額	三九一、七七〇
内譯	
會費	二六九、八〇〇
大阪講演會收入の一部と旅費として受取つた分	七一、四七〇
寄附金	三一、〇〇〇
出版部より	一九、五〇〇

△借入之部

借金總額	七四〇、〇〇〇
内譯	
電話開通料及其登記料として	五二〇、〇〇〇
〇氏より借入金返濟のため	一三〇、〇〇〇
關西旅行費不足のため	四〇、〇〇〇
會務部費用缺乏の爲め	五〇、〇〇〇

△支出之部

支出總額	一、〇八五、七六〇
内譯	
俸給の一部	四一、〇〇〇
（二月分俸給未拂分	一五九、〇〇〇）
消耗費	五、九三〇
電車及俥代	一二、二六〇
事務所費及家賃	五一、五九〇
辨當代	一〇、一〇〇
通信費	六、六二五
出版部への貸金	二二〇、三〇五
研究部費	六、〇〇〇
返濟金及利子	二〇六、九五〇
電話開通料及登記料	五二〇、〇〇〇
△差引殘額	四七、〇一〇
△借入殘額	六五〇、〇〇〇

會費の領收

（二月一日より三月十七日迄に受取りの分）

三圓（江本和氣氏）四圓（金島正子氏）四圓（安藤政子氏）三圓（椎名たま氏）四圓（下中彌三郎氏）四圓（岩田さと氏）十四圓八十錢（神戸支部）五圓（三角錫子氏）六圓（藤澤みつ氏）四圓（猿渡ちゑ）五圓（岡田八千代氏）壹圓五十錢（森岡みさほ氏）七圓（黑澤たま氏）七圓（宇井たみ氏）五圓（五野ふき氏）七圓（岡田幸子氏）七圓（大木利治氏）壹圓五十錢（片岡皐月氏）二圓（川崎なつ氏）三圓野村つぎ子氏）四圓（花柳はるみ氏）六圓（土田千代氏）壹圓（友石あい氏）六圓（高岡うめ氏）二圓（尹心德氏）二圓（川手君代氏）壹圓五十錢（岩橋みち子氏）七圓（近藤俊氏）三圓福永よし子氏）六圓（森岡二三氏）四圓八十錢（神戸支部）五十圓（石丸祐止氏）五圓（柴田かよ氏）四圓（岩淵百合子氏）四圓（安藤フーパー氏）二圓（宮坂みち氏）八圓四十錢（第六回報告神戸支部）三圓（上田浪子氏）五圓（後藤カヲル氏）二圓（川村綠氏）五圓五十錢（尼子松代氏）五圓（保坂勝子氏）

新入會員氏名

尼子松代（横濱）渡邊貴代子（山梨）和久山幾子（神戸）脇坂幸子（兵庫）吉松春江（大阪）藤井あい子（大阪）中村つる子（大阪）坪井汶子（大阪）川守千枝子（大阪）鈴木千里（大阪）路川健介（大阪）

名簿と會費徴收簿の整理

名簿も會費徴收簿も多忙のために久しくなげやりになつて居ましたので、引繼ぎはしましたけれど、不明な點や、不確實な所が少なくありません、今度大整理をするつもりで、今着手してゐます。そんな譯で御座いますから、この際會費未納の御方は可成早く御拂込み下さい。先日正會員と第一種贊助會費の未納の御方へ與命を出しまし

たから。併し今申しましたやうな次第ですから、既納の分を御請求申上げたり、又は未納の分を御請求しなかつたりするやうなことが萬一御座いました節はどうぞ御許し下さい。そして御通知下さいますやうに御願ひいたします。總て整理がつきました上で、今迄のやうにためないで、月々集金をさし出す事にし、間違ひのないやうに努める考へで御座います。

總會に就いて

規約により、春開く筈の總會は五月上旬の豫定で御座います、いづれ詳細は次號で

御挨拶

今月はまる一月子供二人の痲疹の看護と自分の病氣とで澤山の仕事を控へ乍ら何一つ出來ずに終つた事を申譯なく思ひます。そんな譯でやつとこの報告を床の中で書いた丈で、書きたく思つて居た事もとうとう書けず「改紋」も休まねばなりませんでした殘念でなりません。併し一兩日中には全快の見込ですから御安心下さい。(平塚)

出版部

雜誌維持費加入者芳名

(三月二十日迄)

關口冬子氏　三口(一月より)
草郷仁子氏　一口(同)
川口邦子氏　一口(同)
田中菘子氏　一口(二月より)
大鍋かずへ氏　一口(三月より)
稍しな氏　一口(二月より)
松本ふみ子氏　五口(三月より)
島田錺の氏　一口(一月より)
土田千代子氏　二口(一月より)
藤尾紫子氏　一口(二月より)

雜誌經營費寄附者芳名

(三月二十日迄)

稍しな氏　(圓)五、〇〇　岩橋香氏　二、〇〇
栗氏　二〇〇、〇〇　細川きよ氏　三、二〇
片岡华月氏　一、七一

出版部の新陣立

人手が足らないため等で振はなかつた出版部は、此の四月を期して大刷新をする事にいたしました。

編輯部の方は今二三人の方に交渉いたして居ります。從つて本誌の五月號は少しはよくなるだらうと思ひます。

此上の御愛讀を願上げます。

直接購讀者

雜誌を購讀していたゞきますのは、書籍店から御取り下すつても結構で御座いますが、今後はなるべく直接にお願ひしたいと存じます。半ケ年、一ケ年繼續は値段もやすくなつて居りますし、御手許にも早く着本いたします。御送金が面倒で御座いませうが、これも御希望によつて集金を差出しますから。御申込の際只はがき一本下さればそれで足ります。

尙直接購讀者の方は御住所がわかつて居りますので、會員に準じて何かと御便宜を計る事も出來ると存じます。

寄附圖書

沼田笠峰著「若き婦人の思想生活」　洛陽堂
天野藤男著「改善と向上青年と處女の叫び」　親愛社
婦人問題講演集　民友社
改正市町村便覽　後藤氏

(市川)

支部通信

大阪支部

▼相變らず御多忙の事と存じます。當支部も追々整つて參ります、三月七日には澁谷、山本、原田と近藤花枝さんと事務所の關口氏宅にて在阪の有力者百名に「維持會員賛助會員としての御入會相願」と規約を發送しました。そして順次お尋ねして直接お願ひする積りで居ります。

▼兎に角今の處大阪支部は會員を殊に維持會員を多く得たいと心掛けて居ります。

會計係が收入金に恐ろしく敏感なのも實はそんなわけです。今の處何も彼にもが幹事寄附と云ふ狀態ですから。そこでカードの整理されたのを一日も早くお送り下さい。

▼三月茶話會は出席者二十三名でまづ盛會の方でございました。然し御出席會員の中講演會前からの舊い會員が二三人しかなかつたのは殘念でございました。お名前だけは久しいお馴染みでお顏を存じあげないのは物足りない氣がいたします。席上相談事項は

支部會費徵收の件

研究會の件

▼支部會費は皆樣の本當の御意見を伺ひたい爲に無記名投票をしました處、二十錢、五十錢などの說もありましたが大多數で三十錢說が可決になりました。

▼研究會は係の山本幹事が缺席で殘念でしたが每月第二土曜日茶話會後、第四木曜日の二回午後三時より五時迄本部と同じく民法親族篇研究といふ事に滿場一致で定りました。そうして來月第二土曜から始める事とし顧問として高田愼吾氏、淸瀨一郞氏、岡本司氏、日野國州氏等にお願ひし、高田氏以外の方にも是非會員の御承諾をも得たいと云ふ希望でそれぞれ交涉員も極りました。會場は第一盈進高等小學校で御承諾下さるらしいのです。本部ではどんな方法で御研究ですか、又支部として本部と連絡上研究項目に特に注文でもありますか研究部の方からお便りを待ちます。

關口氏から大阪支部會員名簿百枚の寄附を頂きました。

▼左に新入會員を

酒井　敬祐　路川　健介　鈴木　千里
川守　千枝　川勝　藏太　中村　つる
稻村　ため　坪井　葉子

▼左に三月茶話會出席會員を揭げます。

井上萩子、原田皐月、高安やす子、谷田元江、長山貞、內藤周子、浦濱ふみ、楠原はつの、黑住雅子、山田芳枝、山田次枝、西堂菊枝、光石芳野、澁谷浪子、森本政子、木並千里、關口冬子、原井鈴子、木場貞子、近藤花枝、川守千枝、路川健介、鈴木千里

（記錄係原田皐月）

神戶支部

▼第十九信（二月十七日）二月十三日夜は御出立間際の御忙がしき中を御訪ね被下恐縮之至に御座候。

二月十五日午後八田氏の宅にて當支部の會を開き先般來のイキサツを報告候出席者十八名。

同席上に於て八田春江氏は御一身上の都合に依り幹事辭任を申出でられ私は不得止、之を承認候。

兼ねて御話し申上候紳士招待會は、いよいよ二月十九日に實行仕る事に決定申候費用は有志者の寄附に待つ事に致し申候。

今朝石原擴は賀川豐彥氏を訪問したるに、京都に行かれ御不在中にて、春子夫人に面會し歸り申候。

十三日夜の御話二件に對しても尙ほ其他にも色々申上度事あるも多忙ゆへ次便にゆづり申候。

▼第二十一信の一（二月二十三日）廿日付二十信既に御覽被下た事と存候神戶驛迄御送附の雜誌第一號より第五號迄一纏め難有巖見交換會に都合よく間に合ひ仕合致申候。

正會員四名申込

福井縣敦賀町川崎區歸國人アニストラテンコ方　大谷　信子

神戶市兵庫和田宮通四丁目三七ノ二西島方　鈴木　トミ

兵庫縣武庫郡今津下出口九九九五　山本　滸子

兵庫縣武庫郡今津村今津字東通北一五九三　末松　矩子

第二贊助會員

神戶市山本通七丁目七四　渡邊　常子

右申込書五通同封致置候。

二月十九日の紳士招待會概況は爰に封入の「大阪朝日」切拔にて御承知被下度候。

新婦人協會神戶支部
紳士招待懇談會

新婦人協會神戶支部の紳士招待懇話會は、十九日午後七時から楠公前カフェーブラジ

ルにて開催された、當夜の出席者は左の二十名であつた。

神戸中央電話局長廣江恭三氏、辯護士森本淸氏、兵庫縣時事課長木下義介氏、神戸市社會課長木村義吉氏、同教育課長本庄太一氏、友愛會總務久留弘三氏、神戸圖書館主事伊達友俊氏、音樂家管井氏貿易商石原擴氏、本社記者岡成吉氏、新婦人協會石原、管井、尾本各幹事外會員七名一同食卓に着くや岡本本社記者當夜の集會の世話役として開會の主旨を述べ、次に石原りよう氏主人側を代表して簡單に挨拶した。デザートコースに入つて各自の自己紹介があり夫が濟むと先づ新婦人協會側から尾本夫人起つて

男子が女子の作れる法律の下に生活を爲すを欲しないやうに、今日の覺醒せる婦人は男子のみの作れる法律の下に盲從的生活を爲す事を屈辱と思ひます。女子は社會生活の上に男子と均等なる可きを信じ、其實現の爲の手段として參政權を獲得せんとするのは當然の事であります。

と述べた、次に木村社會課長は「參政權も結構だが婦人の政治に干與する範圍は母性中心の問題に限らるべきもので其他の政治問題は男子のみに委任すべきものである」と論じた。久留氏は「私は爆發性を帶びてゐる點に於て新婦人協會の御婦人達と共鳴する」と前置して婦人運動は現在の誤まれる經濟組織を否認し、此下に苦しみつゝある幾多の女工を根本的に救濟するに非ずんば徹底しない。新婦人協會の綱領に此一事を缺きたるは遺憾である。と熱辯を揮ひ尙過日の勸業館に於ける演說會の中止となれることを攻擊したので、石原りよう氏直に立つて久留氏の誤解を說き

演說會の中止は賀川氏一身の都合に依るのです。神戸支部は現在東京の本部と圓滿な關係にあり、又賀川豊彦氏夫妻に對しては尊敬こそすれ更に反感は持ちません。

と說明し石原擴氏亦夫人の釋明を補ふ所あり、之にて卓上演說を打切つた。

管井(夫君)氏即ち主催者の懇請によりピアノ「ウオーターローの勝利」の彈奏を爲し、輕快なる音律に一同を魅了した、其より暖爐を圍んで懇談に移つたが、何しろ日頃から意見だの抱負だのが有り餘る紳士と婦人とが椅子を交へて無遠慮に議論した事であるから、それは實に熾なものであつた先づ廣江氏が

參政權運動と一緒に婦人は活社會の知識を求め、家庭と社會の時事問題との交涉を一層濃やかにする必要がある。

と論ずると、石原りよう氏は過去の家庭生活から政治運動に入れる標路を述べて

☛ 家庭の最も重大なる問題である子女の高等教育就學困難と云ふことは、例へば軍備縮小等により教育費を增加することに依て解決される問題で、この點からでも參政權第一と云ふ私共の主張は當然の態度である。

と應酬した。

其から引續き出た話の重なる點は森本氏今日の家族制たる一夫一婦制又は扶養の義務等を全然否認するの必要は無いか、若し之が極端であるとせば少くも條件附結婚を認め、例へば三年間契約の期限附結婚を認めて所謂腐れ緣の忍從的生活を打破する必要はないか。木下氏現行法の離婚に關する條文で十分である。尙法理論として女子參政權は正論だが今日の婦人では實行の曉棄權者が多くなるだらう。森本氏與へると云ふ事を用ふるや否やと云ふ事とは別問題だ久留氏參政權もいゝが今日の誤れる法律の下では罪人を出し、又は結局新婦人協會が潰されても徹底的に現在の制度が破壞せねばならぬ。伊達氏某氏が最新式洋風建築をして其の家族が日常生活に不便を感じた實例を擧げて、婦人運動もある程度迄現在の社會制度又は習慣と併行せねばならぬ。石原擴氏之に贊成し尙新婦人協會神戸支部の婦人は、一家の主婦として十分職業を盡しつゝあると實例を擧げると其例に生憎入らぬ獨身生活の渡邊常子女史獨身の婦人としても母性中心以外に活躍せねばならぬ使命

が あると自己の立場を明かにした、又廣○氏は電話使用者の交換手を罵倒する實例を擧げて、男子の婦人に對する寛容と禮儀とを要求した。此他各人種の問題に觸れ皮肉警句盛んに出で論戰中々に興盡きず午後十一時頃やつと散會した。

因に當夜本社を通じて招待したるも差閊へありて出席されざりし人は左の通りである。

稲本水上署長、高木市會議員、土屋縣保安課長、小田文學士、米澤牧師、曉明會川瀬恭維氏、藤原米造氏、伊澤市立女學校長、木村理學士、長谷川牧師

（幹事長石原良）

名古屋支部

大變御無沙汰致しました。本部の皆様には御變りなく御暮しの由何よりと存上ます。隨分忿しさにかまけましていろ〳〵お怠りづめて申譯ありませぬ。今度はしつかりいろ〳〵お相談して今後の支部の方針も定めたいと思ひます。表記へ轉宅致しましたから御通知申上げます。

（幹事高田ひさ）

名古屋支部事務所

名古屋西區泥町三ノ三高田方

協會日誌抄

二月廿六日――三月二十一日

▲二月廿六日　治警案第一讀會の續き上程五條第二項修正の委員會經過報告、二三討論の後委員會修正案通り決定。此日亦婦人の傍聽者頗る多く、協會から市川傍聽に行く。

▲三月一日　治警案貴族院に上程、直に九名の委員に附託さる。協會から市川傍聽に行く。

▲三月二、三日　雜誌の訂正多忙、市川、田島印刷所に詰めきる。

▲三月四日（金）　田島事務所を神田方面に探す。

▲三月五日（土）　奥又他方の乳がわるい、皆心配する。市川書店へ雜誌賣上高の集金に行く。

▲三月七日（月）　平塚子供ヘシカにて看護に忙しく缺勤、佐々木全快して久しぶりで出勤す。

▲三月八日（火）　奥、治警五條請願の件にて貴族院に鎌田榮吉氏を訪ふ

▲三月九日（水）　花柳病者結婚制限法請願の件に就き奥、貴族院議員三宅秀氏を訪問。

▲三月十日（木）　雜誌發送。

▲三月十一日（金）　市川貴族院へ行く。午後廣島三原の篠木氏上京、事務所に落付く。

▲三月十二日（土）　篠木、山内の手傳を得て殘りの雜誌を發送す。正會員の會費を調べ、集金を出す。

▲三月十五日（火）　奥、貴族院へ行き治警委員に面會す。市川、三角錫子氏の葬儀に列す。

▲三月十六日（水）　奥、篠木氏と共に今日も貴族院に行く。鎌田、川上、三宅の諸氏に面會治警の件を依賴す。市川三四日來金策の爲め奔走。

▲三月十七日（木）　奥、治警委員長中川久任氏を同氏邸に訪ふ。市川雜誌見積りについて二三印刷屋を訪づねる。

▲三月十八日（金）　田島、佐々木、篠木三人にて事務所さがしに歩き廻る、甲斐なし。

▲三月十九日（土）　平塚、二人の子供の看護の疲勞と風邪にて終に發熱、終日頭痛と吐氣と腰痛に苦しむ。市川、貴族院及衆議院に行く。

▲三月二十日（日）　奥、市川、中川伯爵及木場貞長氏を訪問何れも不在。

▲三月廿一日（月）　市川、佐々木、中川伯爵に面會、治警案曙光を見出す。それより更に木場貞長氏を原宿に訪問面會。夜市川、篠木、川上親晴氏訪問。（ひ）

編輯室より

▼編輯室よりとは書きましたものゝ、私は今貴族院の應接間の片隅でペンを執つて居ります。今院内では例の治警の最後の委員會が開かれて居る筈で、私はその結果を知る爲め此處に待つて居るのであります。

▼今朝の讀賣新聞でも悲觀說が掲げられて居りましたが、さあどんな結果になりますか。よしんば否決若くは握りつぶしになりましても、私としては可成最善をつくしたのですから、觀念して居ります。

▼全くこゝ數日間といふものは、本職の編輯の方を放つて置いて全力をつくしました。四十二議會以來の努力が最後の五分間で決すると思ひましたので、委員訪問に朝から夜遲く迄狂奔しました。

▼從つて雜誌はこうした待つ間や電車の中或は床の中の仕事になりましたので、又々滿足なのを御目にかける事が出來ず、遺憾に存じます。

▼それに約束濟になつてあてにしてゐた奥氏及矢部氏の原稿が間に合はなくなつたので、差せまつた昨日今日講話や談話を加へる事になり餘分な勞力と時間をその爲めにも割かなければなりませんでした。

▼三月號の日誌にありましたやうに最近私は少し健康を損して居りますので、今月十日頃から暫く歸省する豫定に致して居りました。所が平塚氏が月初めからずつと缺勤してゐられるので遂らく〱お流れになり、體も振發所か大府待いたして居ります。

▼而し不思議な事には、忙しくなると私の體はよくなります。朝起る時には體中が痛んでとても辛くてたまりませんが、服を着て外に出ますと、すつかり元氣を回復してしまひます。

▼尤もこれで安心してゐる譯ではありませんが、何にしても私の負擔があまりに重すぎるので迚無理を通す事になります。私の仕事は出版部だけといふ事になつて田島氏と二人でしてゐるのですが、編輯の一切と經營販賣の一切と廣告の一部と執筆と、最近は更に不足金の工面とが私の肩にかゝつて居ります。

▼氣持だけは持つてゐてもどうしても廻り兼ねます。私はほんとうに私のいゝヘルパーを否編輯の責任だけでも持つていたゞく方をほしいと思ひます。編輯の責任が持てなくとも、編輯の補助をして下さるだけでも結構です。

▼出版部だけといはず協會全體の各部に、もつと廣く云へば日本の社會に、もつと魂の燃えてゐる人をほしいと思ひます。御希望の方がありましたら、私の手許迄御遠慮なしに御申越し下さいませ。將來此方面に進まうとなさる方の爲めには、出來る丈便宜を計り御一所に行き度いと思ひます。本文にある秋田雨雀氏の御所說には衷心から共鳴いたします。（三月二十五日房枝）

定價表

一部　金三十錢（郵稅五厘）
半ケ年　金一圓七十錢（郵稅共）
一ケ年　金三圓三十錢（郵稅共）

廣告料

特等　一頁　五十圓
一等　一頁　四十圓
二等　一頁　三十圓
　　　半頁　二十圓
四回以上割引あり

注意

▼御注文は總て前金で願ひます。
▼御送金は振替に御拂込み下さい。
▼郵券代用の際は一割增の事。（五厘切手にて）
▼誌代の領收書は雜誌發送を以てかえます。御入用の方は端書封入下さい。

大正十年四月五日納本
大正十年四月七日發行（第七號）
編輯兼發行印刷人　市川ふさゑ
東京府下田端四四五
發行所　新婦人協會
振替東京五〇九〇〇番

賣捌所　東京堂　東海堂　北隆館　上田屋　至誠堂　其他全國各書店に有り

毎月一回　一日發行

無我の愛

四月號

◆定價一部金參拾錢　郵税壹錢
◆壹年同參圓五拾錢
◆半年郵税共前金壹圓八拾錢

發行所　東京神田表神保町十番地　振替口座東京一八四三四　精神運動社

新刊

徳富健次郎と愛

日本から日本へ

東の巻　六百十八頁　天金紫羽二重表紙

西の巻　八百三十六頁　六號横組新四六版

正價　東の巻 西の巻　各金五圓宛　送料一冊二十七錢宛

發兌元

東京市日本橋區大傳馬鹽町壹番地

特長電話神田四〇九一番
特長電話神田二〇七九番

振替東京三八一七番

金尾文淵堂

大正十年四月五日印刷納本　大正十年四月七日發行
女性同盟四月號
（大正九年十月一日第三種郵便物認可）

定價（一部）参拾錢（郵税五厘）
發行所　東京府下田端四四五　新婦人協會